

令和 4 年度 認証評価

仙台青葉学院短期大学 自己点検・評価報告書

令和 4 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価の組織と活動.....	14
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	17
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	17
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	22
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	31
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	38
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	38
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	52
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	65
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	65
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	73
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	77
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	79
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	89
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	89
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	91
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	96
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～20] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、仙台青葉学院短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 4 年 6 月 27 日

理事長

鈴木 一樹

学長

田林 暁一

ALO

小野瀬 剛志

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

<学校法人の沿革>

昭和 55 年 4 月	東北初の総合ビジネス系の学校として、仙台スクールオブビジネス（現 仙台医療福祉専門学校）を創立。仙台市青葉区五橋に五橋校舎落成
昭和 56 年 3 月	宮城県より、学校法人格の取得ならびに専修学校の認可を受ける
昭和 61 年 4 月	学校法人大原学園（東京都）と提携し、仙台大原簿記専門学校（現 仙台大原簿記情報公務員専門学校）を開校
平成元年 4 月	厚生大臣より宮城県初の介護福祉士養成施設の指定を受け、仙台医療福祉専門学校に介護福祉科（現 介護福祉学科）を設置
平成 3 年 9 月	仙台市青葉区北目町に北目町校舎落成
平成 5 年 4 月	厚生大臣より社会福祉主事養成機関の指定を受け、仙台医療福祉専門学校に福祉学科 社会福祉主事科（現 社会福祉学科）を設置
平成 8 年 4 月	厚生大臣より理学療法士、作業療法士養成施設の指定を受け、仙台医療技術専門学校（理学療法学科・作業療法学科）を開校 仙台市太白区長町に長町校舎落成
平成 8 年 7 月	仙台市青葉区中央に中央校舎本館落成
平成 10 年 4 月	厚生大臣より保育士養成施設指定を受け、仙台医療福祉専門学校に福祉学科 保育介護福祉科を設置
平成 13 年 1 月	仙台市青葉区中央に中央校舎 2 号館落成
平成 13 年 4 月	厚生労働大臣より言語聴覚士養成所の指定を受け、仙台医療福祉専門学校に東北初の四年制大学卒業者対象の言語聴覚学科を設置
平成 16 年 2 月	仙台市青葉区中央に中央校舎 3 号館落成
平成 16 年 4 月	厚生労働大臣より歯科衛生士養成所の指定を受け、仙台医療福祉専門学校に歯科衛生学科を設置
平成 16 年 10 月	仙台市青葉区中央に中央校舎 5 号館落成
平成 18 年 4 月	仙台市青葉区中央に中央校舎 3 号館 ANNEX 落成
平成 20 年 2 月	宮城県知事より認可を受け学校法人日本建設学園と合併し、東北理工専門学校（現 仙台工科専門学校）を設置校に加える
平成 22 年 4 月	文部科学大臣及び宮城県知事より認可を受け、宗教法人陸奥国分寺より仙台デザイン専門学校の運営を引継ぎ、設置校に加える 仙台市青葉区栗生に HOKUTO SPORTS SQUARE 落成
平成 25 年 4 月	東北厚生局長より東北初の社会福祉士一般養成施設の指定を受け、仙台医療福祉専門学校に e-Learning を活用した社会福祉士養成通信課程を設置
平成 28 年 3 月	仙台医療技術専門学校を閉校

<短期大学の沿革>

平成 21 年 4 月	文部科学大臣より学校法人組織変更認可、短期大学設置認可及び看護師学校の指定を受け、仙台市若林区五橋に仙台青葉学院短期大学を開学 五橋キャンパスにキャリアデザイン学科（現 ビジネスキャリア学科）及び看護学科を開設
平成 23 年 2 月	仙台市太白区長町に長町キャンパス新棟落成
平成 25 年 3 月	仙台市若林区五橋に五橋キャンパス新棟落成
平成 25 年 4 月	文部科学大臣より学則変更認可及び理学療法士・作業療法士学校の指定を受け、長町キャンパスにリハビリテーション学科を開設 文部科学大臣より学科設置認可及び教職課程認定を、東北厚生局長より保育士養成施設指定を受け、五橋キャンパスにこども学科を開設
平成 26 年 4 月	文部科学大臣より学則変更認可及び歯科衛生士学校の指定を受け、中央キャンパスに歯科衛生学科を開設
平成 27 年 4 月	文部科学大臣より学科設置認可を、東北厚生局長より栄養士養成施設指定を受け、中央キャンパスに栄養学科を開設
平成 28 年 4 月	文部科学大臣より学則変更認可を受け、中央キャンパスに観光ビジネス学科を開設
平成 29 年 3 月	仙台市太白区長町に長町キャンパス新棟落成
平成 31 年 4 月	文部科学大臣より学科設置認可を受け、中央キャンパスに現代英語学科を開設
令和 3 年 4 月	文部科学大臣より学則変更認可及び言語聴覚士学校の指定を受け、中央キャンパスに言語聴覚学科を開設

仙台青葉学院短期大学

(2) 学校法人の概要

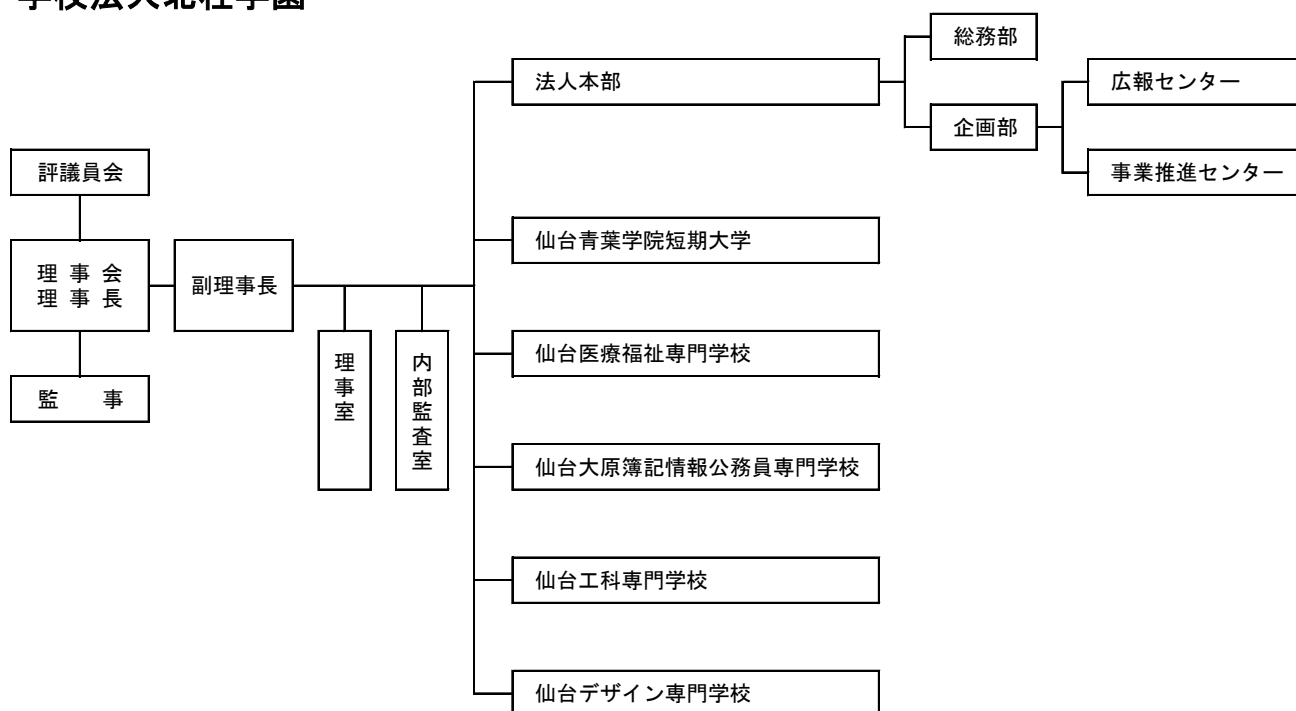
- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和4（2022）年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
仙台青葉学院短期大学	仙台市若林区五橋3丁目5番75号	765名	1,840名	1,646名
仙台医療福祉専門学校	仙台市青葉区中央4丁目7番20号	360名	680名	560名
仙台大原簿記情報公務員専門学校	仙台市青葉区中央4丁目2番25号	445名	800名	753名
仙台工科専門学校	仙台市青葉区中央4丁目7番20号	200名	360名	347名
仙台デザイン専門学校	仙台市青葉区五橋1丁目7番18号	120名	240名	246名

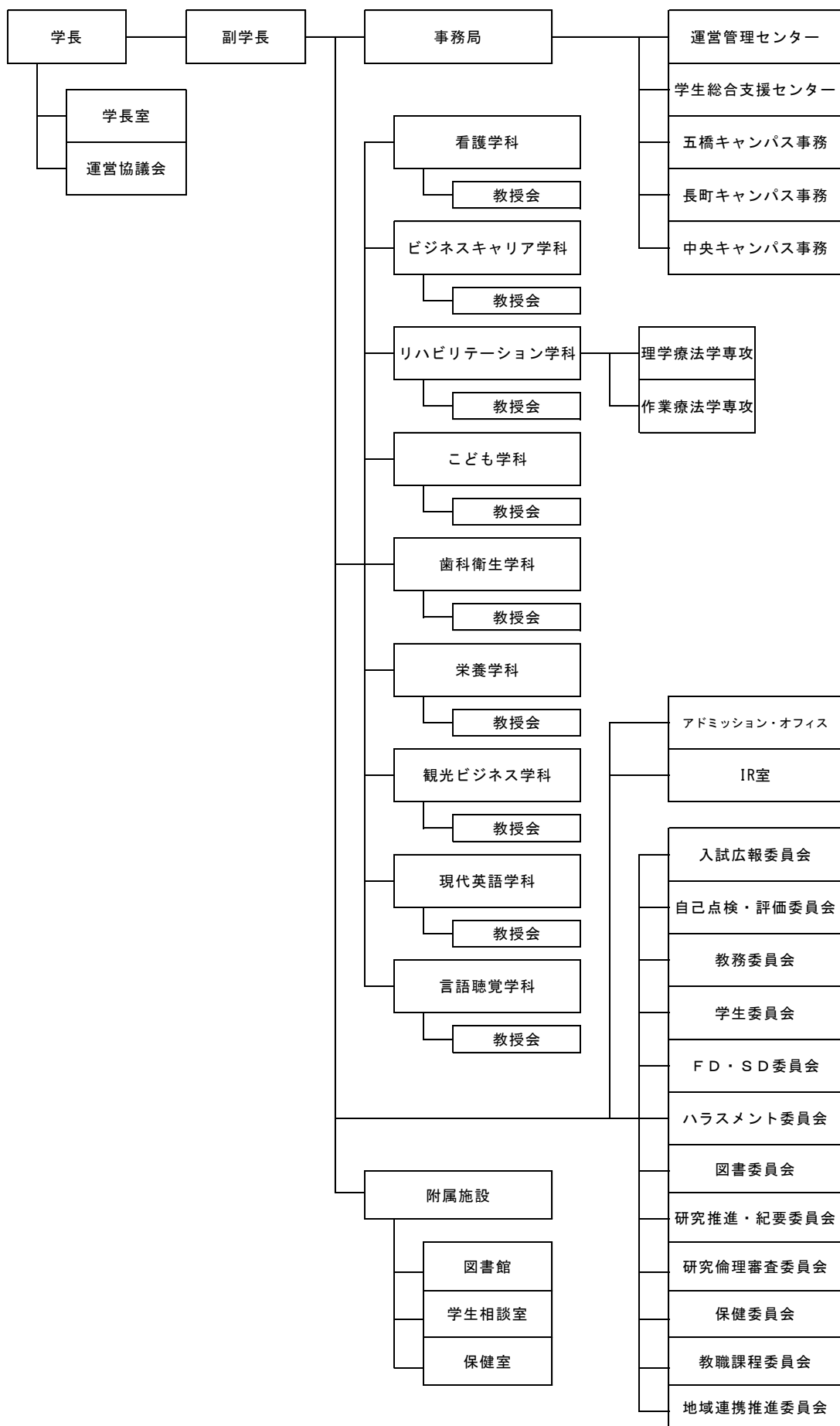
(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和4（2022）年5月1日現在

学校法人北杜学園



仙台青葉学院短期大学



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学は宮城県の県庁所在地である仙台市に立地する。宮城県及び仙台市の人口動態と仙台市の人口動態の推移は下表のとおりである。宮城県、仙台市に共通する傾向は自然増加数の減少である。

宮城県について、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2045年の県人口は約1,809,000人、高齢化率は40.3%に達すると見込まれており、宮城県策定「新・宮城の将来ビジョン富県躍進！」では、子育て環境の整備などによる自然減の抑制と、質の高い雇用や誰もが活躍できる地域社会の実現による社会減の解消に向けた取組の必要性が示されている。

また、仙台市についても、2050年から2055年にかけて現在の100万人を割り込むものと予想されており、人口減少の速度を極力抑制し、100万都市としての存立がより長期にわたって保たれるよう、各種の取組みが進められている。

➤ 宮城県・仙台市の人口動態（令和3年10月1日現在）

（単位：人）

	令和3年 10月 推計人口	令和2年 10月 国勢調査人口	人口増加数	自然増加数 (出生-死亡)	社会増加数 (転入-転出)
宮城県	2,290,036	2,301,996	▲11,960	▲11,732	▲228
仙台市	1,097,237	1,096,704	533	▲2,242	2,775

➤ 仙台市の人口動態の推移

（単位：人）

	人口 増加数	自然動態			社会動態			
		自然 増加数	出生数	死亡数	社会 増加数	転入 総数	転出 総数	その他 の増減
令和元年	1,475	▲1,270	7,861	9,131	2,745	67,762	64,812	▲205
令和2年	1,872	▲1,288	7,920	9,208	3,160	66,034	62,881	7
令和3年	▲567	▲2,413	7,381	9,794	1,846	63,595	61,757	8

（参考）「新・宮城の将来ビジョン富県躍進！」（宮城県）、宮城県推計人口、

「第2期仙台市まち・ひと・しごと創生総合戦略（人口ビジョン及び総合戦略）」

（仙台市）、統計情報せんだい

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	平成 29 (2017) 年度		平成 30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度		令和 2 (2020) 年度		令和 3 (2021) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
青森県	45	7.0	59	8.9	44	6.2	54	7.5	49	6.6
岩手県	45	7.0	58	8.7	70	9.8	49	6.8	61	8.2
秋田県	56	8.7	48	7.2	55	7.7	48	6.7	52	7.0
宮城県	343	53.1	359	54.1	384	54.0	412	57.4	439	58.8
山形県	80	12.4	63	9.5	56	7.9	63	8.8	52	7.0
福島県	60	9.3	69	10.4	89	12.5	72	10.1	80	10.7
その他	17	2.6	8	1.2	13	1.8	20	2.8	14	1.9
計	646	100.0	664	100.0	711	100.0	718	100.0	747	100.0

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 3（2021）年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

上記「学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合」に示すとおり、本学への入学者は宮城県が 5 割強、宮城県以外の東北 5 県（青森県・岩手県・秋田県・山形県・福島県）が約 4 割となっており、本学所在地の宮城県に限らず、東北各県からの入学生も安定して確保できている状況である。

一方、内閣府発表の「平成 30 年度県民経済計算」（令和 3 年 11 月）に示される都道府県別 1 人当たり県民所得では、東北 6 県の全てにおいて全国平均を下回っている。

このような状況下で、本学は現在 9 学科を擁する総合短期大学として、看護師、理学療法士、作業療法士、保育士、幼稚園教諭、歯科衛生士、栄養士、言語聴覚士等を養成する実学教育を行うことにより、地域社会に貢献することを建学の精神の一つとして掲げ、短期高等教育機関として、いち早く即戦力として社会で活躍する人材の養成に努めている。

■ 地域社会の産業の状況

宮城県及び仙台市ともに、商業・サービス業を中心とした第3次産業が主軸の経済構造になっている。

近年は仙台駅を中心とした交通、商業施設の再開発も進んでおり、一層の利便性向上が図られている。

また、仙台市は「仙台市経済成長戦略 2023」において、Society5.0 を実現する「X-TECH（クロステック）イノベーション都市・仙台」を重点プロジェクトの一つとし、その中で「ICT による地域産業の高度化」を掲げている。

仙台市は、首都圏からの良好なアクセス環境にあることもあり、それらの強みを生かした企業誘致活動に積極的に取り組んでおり、近年、大手・中堅の ICT 関連企業の集積が進んでいる。

（参考）「仙台市経済成長戦略 2023（2021 年 3 月改訂）」（仙台市）

■ 短期大学所在の市区町村の全体図

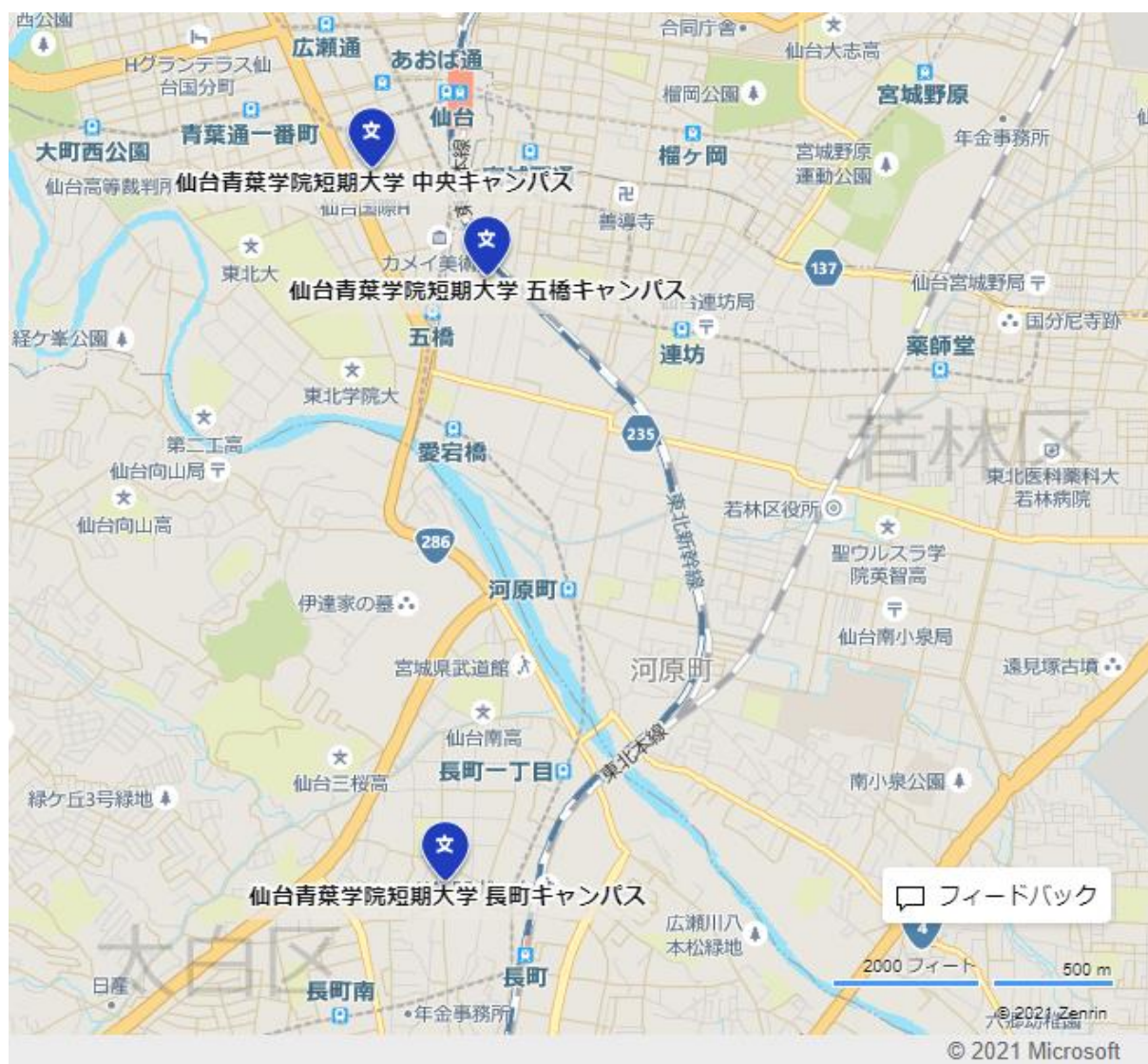
《仙台市全体図》



（参考）仙台市ホームページ

仙台青葉学院短期大学

《本学の位置》



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 【テーマ A 教育課程】 学位授与の方針は定められているが、学科によっては学位取得のみに限定されているため、改善が望まれる。
(b) 対策
3 ポリシーおよび学習成果の見直しの際に、各学科の特徴に合わせた適切な学位授与の方針について検討を行った。
(c) 成果
学習成果と連動させることによって、各学科の独自性と、大学全体の統一性に配慮した学位授与の方針を定めた。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし

(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和 3（2021）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的研究費については「仙台青葉学院短期大学 公的研究費取扱規程」を定め、適正な管理を行っている。加えて、科学研究費助成事業に関しては「仙台青葉学院短期大学 科学研究費助成事業取扱要領」を作成し、ルールの体系化とその周知を図っている。予算執行状況の把握については、事務担当者はもとより研究者本人が常時学内ネットワーク上で確認できる環境を整えている。

令和 3 年度には、最高管理責任者（学長）の下、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和 3 年 2 月 1 日改正）に基づき、公的研究費の管理・運用体制を見直し、整備を進めた。「仙台青葉学院短期大学 公的研究費取扱規程」、「仙台青葉学院短期大学 公的研究費等の不正防止対策基本方針」、「仙台青葉学院短期大学 公的研究費不正防止計画」の改正及び「コンプライアンス教育及び啓発活動実施計画」の策定に取り組むとともに、監事及び内部監査室と連携の上、公的資金の不正防止に関する高い意識を持った組織風土の形成に努めている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

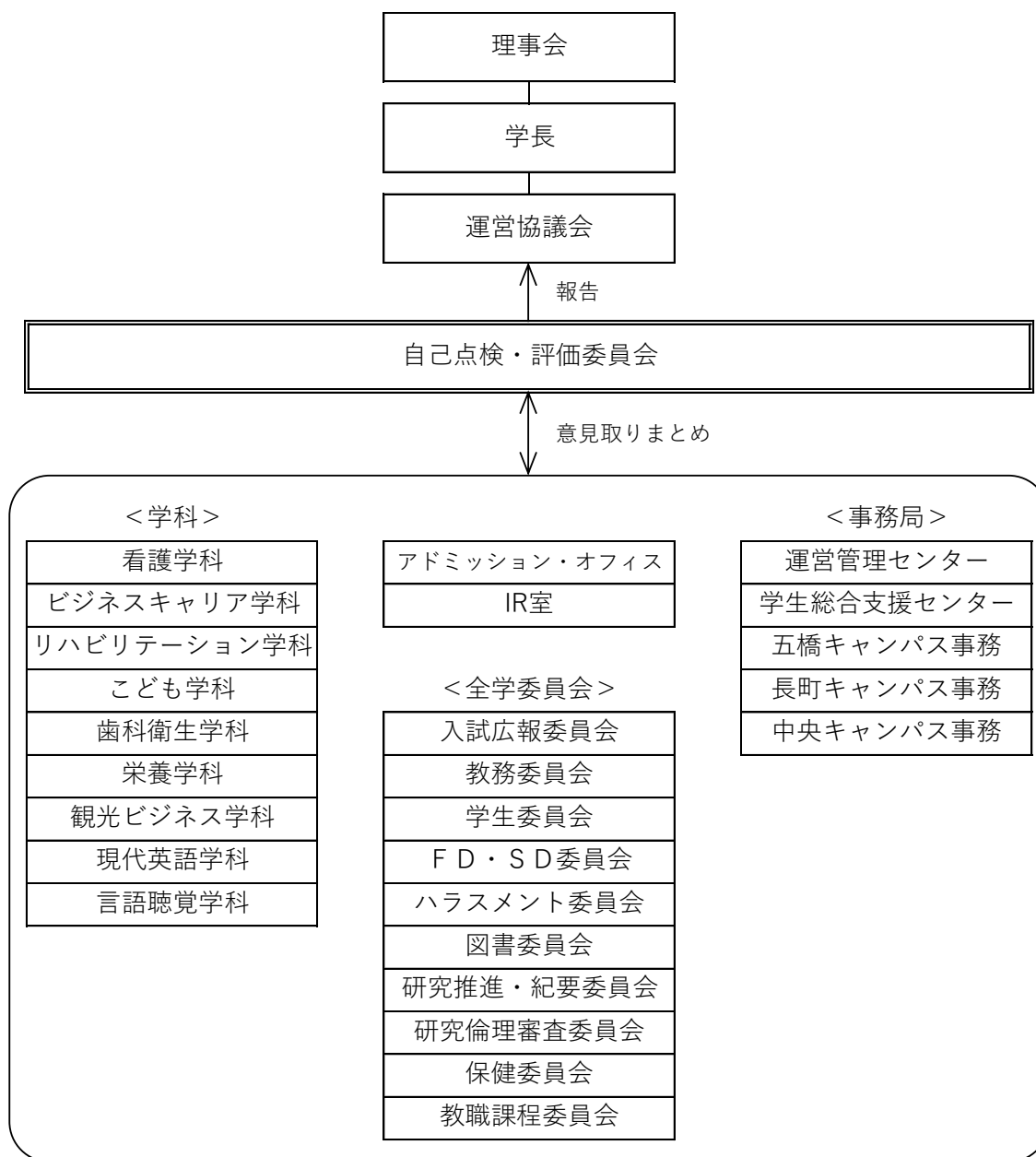
■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

●令和3年度 自己点検・評価委員会

	所属・役職等	氏名
委員長	こども学科 教授・副学科長	小野瀬 剛志
副委員長	事務局 事務局長	瀬川 純
委員	看護学科 教授	高橋 由美
委員	ビジネスキャリア学科 教授・副学科長	松崎 陽子
委員	こども学科 講師	中曽根 裕
委員	リハビリテーション学科 教授・学科長	大和田 宏美
委員	歯科衛生学科 教授・学科長	小野寺 健
委員	栄養学科 講師	藤枝 弥生子
委員	観光ビジネス学科 教授	朴 賢淑
委員	現代英語学科 講師	小松 義隆
委員	言語聴覚学科 助教	木村 有希
委員	学長室 室長	藤田 奈美子
事務局 (陪席)	事務局 運営管理センター センター長	傳法谷 晃信
	事務局 運営管理センター 副センター長	小野松 香奈
	事務局 運営管理センター	千葉 瑞己

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）

＜令和３年度 本学における自己点検・評価の組織図＞



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

平成21年度より「仙台青葉学院短期大学 自己点検・評価規程」及び「仙台青葉学院短期大学 自己点検・評価委員会規程」を定め、自己点検活動を行っている。活動内容は、年度のはじめに、理事会から提示される「学園目標」、学長より提示される「仙台青葉学院短期大学 重点目標」及び自己点検・評価を踏まえた「課題への取り組み」から、年度の学内の点検・評価項目を確認している。5月～7月の期間に、自己点検・評価委員は一般財団法人大学・短期大学基準協会の第三者評価基準等の情報収集を行い、評価基準の見直しや確認を行っている。8月～9月にかけて、自己点検・評価に関する情報をまとめ、情報共有のための教職員対象の研修会を行っている。11月～12月にかけて、最終的な評価項目、および報告書作成のスケジュールを確定し、教職員に周知している。2月～3月にかけて、各担当部署から回収した報告書の原案をまとめ、自己点検・評価報告書を作成している。その内容は、運営協議会で報告された後、理事会の承認を経て、ホームページに公開されている。報告書の内容は、学長、理事長に報告されているため、次年度の「学園目標」、本学「重点目標」及び「課題への取り組み」の策定に反映される仕組みになっている。

また、自己点検・評価活動が機能していることの一つの証左として、平成27年度に一般財団法人短期大学基準協会（現 一般財団法人大学・短期大学基準協会）の第三者評価を受審し、適格認定を得ている。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和3（2021）年度を中心に）

時期	内容
令和3年4月～ 令和4年2月	各学科、各委員会等において、年度目標に基づいて活動を行う。 （それぞれの部署において日常的に自己点検・評価を実施する） 各種調査（新入生アンケート、卒業生アンケート、学修行動調査など）を実施し、分析、結果の公表を行う。 学生、外部ステークホルダー参画の自己点検・評価を行う。 全教職員を対象に、認証評価に関する研修会を実施する。
令和4年2月～3月	各学科、各委員会等から当該年度の活動報告、意見聴収を行う。 「令和3年度自己点検・評価報告書（案）」を作成し、運営協議会にて報告を行う。
令和4年4月～5月	確定したデータ等を記入し、「令和3年度自己点検・評価報告書（案）」の最終とりまとめを行う。
令和4年6月	理事会より、「令和3年度自己点検・評価報告書（案）」の承認を得る。 「令和3年度自己点検・評価報告書」を本学ホームページにて公開する。

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

<根拠資料>

- 提出資料 1. ウェブサイト「大学案内（建学の精神）」
 2. 2021 年度 入学試験要項
 3. 2021 年度 言語聴覚学科 入学試験要項
 4. 2021 年度入学生用 学生便覧
 5. Sendai Seiyō Gakuin College Guide 2021
- 提出資料-規程集 68. 仙台青葉学院短期大学 地域連携推進委員会規程
 78. 仙台青葉学院短期大学 学長裁量経費規程
- 備付資料 2. ウェブサイト「社会連携・公開講座（地域社会との連携）」
 3. 令和 3 年度 仙台青葉学院短期大学重点目標
 4. 令和 3 年度 課題への取り組み
 5. 仙台青葉学院短期大学「Seiyo-USR」取扱要領（2021 年度）

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

仙台青葉学院短期大学の大学名（「青葉（せいよう）」）には、杜の都仙台の「青葉（あおば）」のように生き生きと、そして「せいよう」という悠然たる響きが象徴する学びのフィールドで、伸びやかに成長して欲しいという願いが込められている。以下に定められた建学の精神は、このような短期大学の教育理念・理想を示したものである（提出-1）。

建学の精神
<u>豊かな人間性を育てる教養教育</u> 人間愛の精神に基づき、人間としてのあり方・生き方に関わる総合力を養う、心豊かな教養教育を行います。 <u>良好な人間関係を築く対人教育</u> ホスピタリティマインドに基づき、会話や表現力、マナー教育も含めた、総合的な対人教育を行います。

地域社会に貢献し得る実学教育

多様な文化や社会的背景を理解し、地域社会の諸問題や課題に柔軟に対応できる、実学教育を行います。

本学の建学の精神は、東北や仙台という地域性に依拠しつつ、教育基本法等に基づいた公共性を有している。教育基本法前文に掲げる「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」に本学の建学の精神は相通じるものである。一方、私立学校法の目的の「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ること」を引き合いに出すまでもなく、学校法人北杜学園は「豊かな人間性を備えた専門職業人の育成」を本是とし、職業教育を通じて地域社会に貢献することを存立意義としている。仙台青葉学院短期大学は、社会が求める有為の人材を送り出すべくFD・SDの自己研鑽に努め、教育機関としての責務を果たすべく、情報公開を詳らかにしている。

また、建学の精神は、本学の入学試験要項（提出-2、提出-3）の冒頭に記載し、入学志願者にも表明している。学内においては、学生・保護者に対して入学式後の学長講話で建学の精神に基づく教育方針を表明している。令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策として入学式が中止になったため学長講話は出来なかったが、入学時に新入生に対して「新入生へのメッセージ」を配布、ホームページに掲載したほか、学生便覧（提出-4）や大学案内のリーフレット（Sendai Seiyō Gakuin College Guide）（提出-5）などで機会をとらえて周知し、学生が理解しやすい内容で説明している。また、五橋キャンパス、長町キャンパス、及び中央キャンパスの3キャンパスに建学の精神を謳った扁額を掲げている。

建学の精神の教職員への共有は、新規採用教職員への辞令交付時における訓示や、毎年度初めに学長から発せられる「仙台青葉学院短期大学 重点目標」によって行われている。後者は、建学の精神に基づく具体的な年初方針であり、全教職員が建学の精神を共有しこの目標を達成すべく努めている。令和3年度の重点目標（備付-3）は、1.教育力（1 職業倫理、2 学習成果、3 教育改革、4 実学教育）、2.入試改革と学生募集、3.研究推進、4.組織力である。この重点目標と自己点検・評価から導かれた「課題への取り組み」（備付-4）をもとに、学科・全学委員会・事務局等の令和3年度の目標を定め、大学運営、教育実践を行っている。

初代学長藤村重文氏は「仙台青葉学院短期大学 研究紀要 青葉 Seiyō」（第6巻1号、2014）の巻頭言「『建学の精神』考」で、「建学の精神を常に目標としながら進んでいけば、将来、次世代、次々世代と着実に継承されることによって、実学教育の実践をもって社会貢献を目指す学校の質がより明確となって理想に近づくと考える。」と述べている。このように、北杜学園の存立意義、本学の建学の精神は継承されるべきもので普遍である。しかし、時代が求める教養教育、対人教育、実学教育は変遷する。建学の精神を常に確認しつつ、進取の気概を持ち、常に時代が求める変革の心構

えのもと、学科増設、教育課程の改正に取り組んでいる。

[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

本学は、「仙台青葉学院短期大学 学長裁量経費規程」（提出-規程集 78）に基づいた Seiyo-USR (University Social Responsibility) (備付-5) の助成を受けた事業、サークル活動、教員及び学生の個々の活動を通して、多角的に社会貢献活動を実施してきた。令和 2 年度同様、令和 3 年度も新型コロナウイルス感染症の影響によって多くのイベントやボランティア活動は中止せざるを得なかったが、感染症対策や ICT の活用などによって一部の活動を実施した。

公開講座については、卒業生を対象とした「管理栄養士国家試験対策講座」（栄養学科）、現任保育者を対象とした「保育士等キャリアアップ講座」（こども学科）、宮城県看護協会主催の現任者研修（看護学科）、学都仙台コンソーシアムの公開講座（観光ビジネス学科）を実施した。また、地域・社会における組織との連携については、宮城県及び仙台市の新型コロナウイルス感染症対策の応援として、看護学科から教員数名を派遣した。新型コロナウイルス感染症対策以外の連携事業としては、栄養学科学生による「こども食堂」やビジネスキャリア学科学生による「ひとり親世帯、福祉施設への食品配布」（NPO 法人ふうどばんく東北 AGAIN）、こども学科学生による SDGs (Sustainable Development Goals) 紙芝居作成（株式会社ネクストエージ）などの活動を行った。ボランティア活動については、「被災高齢者のストレス対処能力（SOC）を高める支援事業」（kango サークル）、「健康づくり支援ボランティア」（栄養学科教職員、学生）、「フードドライブ活動」（ビジネスキャリア学科、ボランティア・地域連携サークル「絆」）などの活動が行われた。

令和3年度 Seiyo-USR 採択事業

NO.	所属部門	応募者 (複数の場合 代表者に○)	事業の種類	事業名称
1	栄養学科	○平澤 和樹 伊藤 千恵	地域貢献・ 振興	若林区六郷地区における食を通した健康づくり支援推進活動
2	リハビリテーション学科 歯科衛生学科	○遠藤 康裕 伊藤 恵美 佐々木 広人 三浦 雅史	地域貢献・ 振興	地域におけるスポーツ活動における障害予防支援および地域住民に対する健康増進プロジェクト
3	こども学科	田中 公一	地域貢献・ 振興	令和3年度 石巻市網地島での島民および高齢者施設でのボランティア活動を通した地域貢献活動 <u>(※コロナ禍のため中止)</u>
4	こども学科	○中曽根 裕 田中 公一	地域貢献・ 振興	社会的課題解決型事業「いざあそび場へ！」への事業運営協力（学園体育館の提供と学生ボランティアの派遣）

連携協定一覧(備付-2)

地方公共団体
・ 仙台市（五橋キャンパス） 災害時に妊産婦や新生児を受け入れる「周産期福祉避難所の運営等に関する協定」を仙台市と締結 ・ 仙台市教育委員会(仙台市科学館)（栄養学科） 科学技術に関する学習及び知識の普及啓発の推進に寄与するために、仙台市教育委員会（仙台市科学館）と連携協定を締結
企業
・ ANA エアラインスクール（観光ビジネス学科、現代英語学科） エアライン・ホテル・トラベル・ブライダル等のサービス業界で求められるおもてなしの心を醸成し、接遇の基本を学ぶことを目的として、ANA エアラインスクールと連携協定を締結 ・ 株式会社スカイパレスアソシエイツ（観光ビジネス学科(学校法人北杜学園)） ブライダル・ウェディング分野に関するより実践的な教育内容を提供することを目的に、宮城県、福島県を中心にブライダル事業を展開する株式会社スカイパレスアソシエイツと教育連携・協力協定を締結 ・ 仙台ターミナルビル株式会社（観光ビジネス学科(学校法人北杜学園)） ホテルビジネス分野における各種サービス業務の具体的な教育内容を提供することを目的に、JR グループのホテル事業やショッピング事業等を展開する仙台ターミナルビル株式会社と教育連携協定を締結

教育機関
・国立サザンクロス大学（仙台青葉学院短期大学(学校法人北杜学園)） オーストラリアの東岸・ゴールドコーストにある国立サザンクロス大学と STUDY TOUR AGREEMENT を締結
その他
・長町商店街連合会・サンカトゥール商店街振興組合（リハビリテーション学科） リハビリテーション学科を設置している長町キャンパス近くの長町商店街連合会及びサンカトゥール商店街振興組合と連携協定を締結 ・特定非営利活動法人とうほく食育実践協会（こども学科） 食育活動の意義を社会に広く周知することを目的として、特定非営利活動法人とうほく食育実践協会と連携協定を締結 ・NPO 法人ふうどばんく東北 AGAIN（ビジネスキャリア学科） 生活困窮世帯に食料品などを提供するフードバンク活動を行うため、地域貢献ゼミ活動の一環として NPO 法人ふうどばんく東北 AGAIN（あがいん）と連携協定を締結

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

建学の精神が在学生・保護者及び本学に係るステークホルダーに浸透すべく、日々の教育実践で培われるように努めている。しかし、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症による入学式の中止やオープンキャンパスの規模縮小など、建学の精神を内外に公表する機会が一部失われた。

社会貢献活動については、Seiyo-USR の学内の有機的な連携・充実を図り、地域に根付いた大学としての存立意義を高める努力をしている。また、学生のボランティア活動に対する支援（物品購入費、交通費の支給等）によって、社会貢献活動を行いやすい環境を醸成してきた。しかし、令和3年度は、この点についても新型コロナウイルス感染症の影響により、学生及び教職員の社会貢献活動が大幅に縮小された。

次年度は、これらの中止、規模縮小となった活動について、新型コロナウイルス感染症の状況に応じた実施や、ICT 技術等を用いた新たな方法の開発が課題となる。

また、本学の社会貢献活動を推進するため、中長期的観点から地域連携推進委員会の設置を検討し、令和4年度から活動を始める（提出-規程集 68）。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

★Seiyo-USR：「仙台青葉学院短期大学 学長裁量経費規程」第2条第1項第4号に規定される採択制の事業で、本学専任教職員が応募できる。本学の社会的責任を果たすための制度。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

- 提出資料 2. 2021 年度 入学試験要項
3. 2021 年度 言語聴覚学科 入学試験要項
4. 2021 年度入学生用 学生便覧
7. ウェブサイト「情報公開（教育情報）」
 <教育研究上の理念及び養成人材像・教育目標>
8. 2021 年度 シラバス
- 備付資料 6. 看護学科 10 期生 ホームカミングデー 報告
7. ウェブサイト「情報公開（IR 情報）」
8. 運営協議会資料

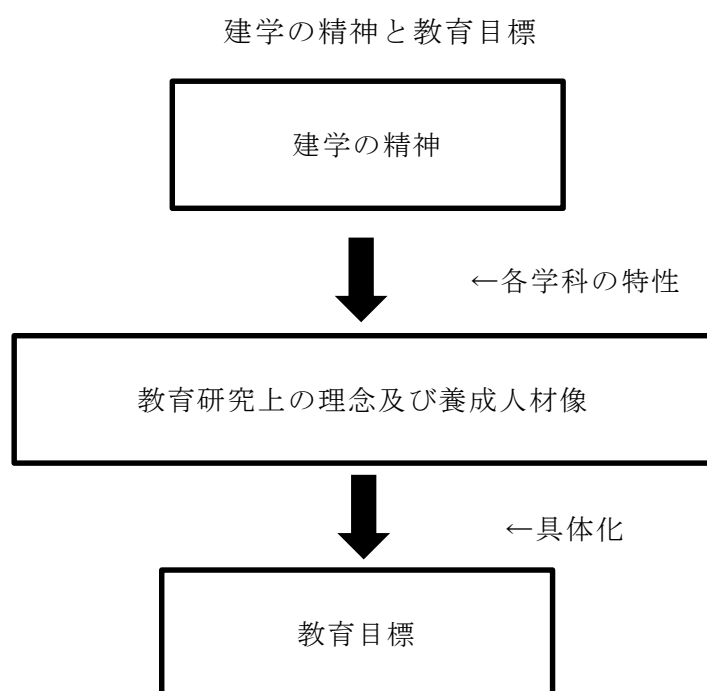
[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

各学科の教育目標は、建学の精神を各学科の特性に沿って具体化した「教育研究上の理念及び養成人材像」を具体化したものとして提示している。各学科の教育目標は、学生便覧に掲載し、大学のホームページ（提出-7）上でも公開している。また、学生にはオリエンテーション等の機会を利用して、教育目標の周知を行っている。



例) 看護学科

教育研究上の理念及び人材養成像	看護学科では、学生が本来持っている個人の資質を、心理・身体・社会面のバランスを取りながら成長させ、高い倫理観を養い、人間愛を育て、看護者としての知識、技術、判断力を高めると共に、現実を見据えて看護の現場に適応でき、生涯にわたり学び続けて地域社会に貢献できる看護師を育成する。 教育する看護学の内容については、人間を、環境との相互作用の中で全体的な統合した存在として捉え、健康レベルは環境との相互作用により流動的に変化することから、その人の到達しうる最良の状態を最適健康状態と捉える。すなわち、看護は人間の生活の全面に働き掛け、生活を整えて、その人の持っている自然治癒力を引き出しながら、その人にとっての最適健康状態を生み出すように援助する働きであると捉え、それを教育研究上の理念の中核とする。
教育目標	看護学科では、看護を、人間の自然治癒力を引き出し、生きる力と希望を持ち、生涯にわたり尊厳を持って輝く人生を送れるように支援することと考える。このような看護を実践する人材を育成するために教育目標を置き、教育課程に反映させていく。 1. 人間愛の精神に基づき、さまざまな文化的・社会的背景を持つ人々を理解・共感し、誠実な心で接することのできる態度を養う。 2. 生命の尊厳を理解し、対象の人権の擁護者としての看護の哲学と倫理観を身につける。 3. 疾病の予防や健康の維持増進、また疾病の回復及び終末期における対象のニーズを正しく捉え、看護問題を適切に解決できる基本的な能力を養う。 4. 社会や地域特性に応じた看護の機能と役割を理解し、保健・医療・福祉チームの中で果たす役割の責任を担う姿勢を養う。 5. 自己評価ができ、生涯にわたり学びながら自主的・自立的な行動ができ、専門職業人として成長し続けられるための能力を養う。

例) こども学科

教育研究上の理念及び人材養成像	こども学科においては、次代を生きる子どもの心身の発達及び成長に資する人材を育成するために、人間形成を図っていくための基礎を教授し、教育及び保育に関する専門的知識・技能を身につけさせ、教育・保育の現場に柔軟に対応し実践できる力を涵養させることを教育研究上の理念とする。乳幼児の教育の構造を幼稚園・こども園・保育所、家庭、地域社会の三者連携の中で捉え、乳幼児が豊かな体験をしていくことが可能となるよう適切な環境を構成し、乳幼児の発達を助長し、健やかな成長を促すことができるような保育者の育成を志向する。
教育目標	1. 子どもの「生きる力」を育む保育者として必要とされる基礎的知識及び技能を着実に身につける。 2. 子どもを取り巻く課題を解決するため、専門的知識や技能を体系的に理解し、それらを活用して、思考し、判断し、表現する力及び学級を経営する力を身につける。 3. 子ども一人一人の育ちに寄り添った教育・保育を行い、また保護者、職場の同僚、及び地域社会に適切に対応することができるように、豊かな人間性や対人関係能力、コミュニケーション能力を基盤とした総合的な人間力を養う。 4. 生涯にわたり学び続け、主体的に考える力を養う。

各学科の教育目標は、各学科、全学教務委員会などで定期的に点検を行い、改定が必要な場合は運営協議会で審議を行っている。令和3年度については、リハビリテーション学科の教育目標等の見直しを行った（備付-8）。各学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているかという点については、就職先及び卒業生に対するアンケート調査や就職説明会、ホームカミングデー等を利用しての就職先及び卒業生からの情報収集によって、質的、量的データに基づいた点検を行っている（備付-6）。なお、質的データについては、新型コロナウイルス感染症の影響によって、対面での集まりが減っているため、データの収集方法が課題となっている。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅰ-B-2 の現状＞

本学では、建学の精神を踏まえて学習成果（五つの力）を定めている。各学科の学習成果は、大学として定めた学習成果を、学科毎の教育目標にそって定めたものである。

学習成果（五つの力）

- | |
|---------------------------------|
| 【基礎力】一般教養・知識並びに各専門分野の基礎的能力 |
| 【実践力】各分野の実際の場合面に対応できる力 |
| 【人間関係力】専門職・社会人として必要なコミュニケーション能力 |
| 【生涯学習力】生涯にわたって学び、成長できる力 |
| 【地域理解力】地域・文化の多様性を理解し、地域に貢献できる力 |

例) ビジネスキャリア学科

学修成果 (到達目標)	1. 【基礎力】 一般教養並びに各専門分野の基礎的能力 ①社会人として必要な一般教養や読解力、発信力、表現力などの基礎的な能力を身につける。 ②基本的ビジネスマナーを理解し、現実の場面で発揮することができる。 ③収集した情報を状況に応じて適切に判断し、活用することができる。 2. 【実践力】 各分野の実際の場面に対応できる力 ①深い知識と技能を修得し、状況の変化への対応や、総合的な判断ができる。 ②多角的な視野から物事を考察し、本質を見極めて課題発見・解決に取り組むことができる。 3. 【人間関係力】 専門職・社会人として必要なコミュニケーション能力 ①積極的かつ意図的にコミュニケーションの機会を作りだし、他者の考えや立場を理解しながら自分の意見も述べることができる。 ②豊かなコミュニケーション能力を発揮することで、良好な人間関係を築き、他者や社会への貢献と自身の成長を喜びとすることができる。 ③職業人として自己の能力を磨き、自分の強みを発揮し、他者に好ましい影響を与えることができる。 4. 【生涯学習力】 生涯にわたって学び、成長できる力 ①生涯を通じて時代の変化に対応し、自身のキャリアを形成していくことができる。 ②自己投資の必要性を認識し、継続的に自分を成長させることができる。 5. 【地域理解力】 地域・文化の多様性を理解し、地域に貢献できる力 ①地域の歴史や現状と課題を認識し、地域の実情に即したビジネス活動を理解して、地域社会の発展に寄与できる。 ②地域活動に積極的に参加し、地域の一員として地域社会の活性化に貢献することができる。
----------------	--

※なお、本学では「学修成果」という表記を用いてきたため、本学の資料からの引用については「学修成果」という表記を用いる。それ以外の本文中の表記については、一般財団法人 大学・短期大学基準協会の表記に従って、「学習成果」という表記を用いることにする。

例) リハビリテーション学科 理学療法学専攻

学修成果 (到達目標)	1. 【基礎力】一般教養並びに各専門分野の基礎的能力 ①人間、文化、社会、歴史、科学など、広く学術の基礎を学び人間性を涵養できる。 ②人間の尊厳と多様な価値観を理解し、高い倫理観を持って健康を支援できる。 2. 【実践力】各分野の実際の場面に対応できる力 ①心身機能および生活上の問題に対して、多面的かつ根拠に基づいた論理的思考のもと課題を解決できる。 ②リハビリテーション専門職者として、共感と倫理観に基づいて行動できる。 3. 【人間関係力】専門職・社会人として必要なコミュニケーション能力 ①全ての人を全人的に捉え、理解し、コミュニケーションを図ることができる。 ②他者の考えや立場を尊重し、良好な人間関係を築くことができる。 4. 【生涯学習力】生涯にわたって学び、成長できる力 ①リハビリテーション専門職者として必要な学修課題や目標を自ら設定し、常に課題の克服や目標達成に向け取り組むことができる。 ②自己の専門領域を学術的に探求できる。 5. 【地域理解力】地域・文化の多様性を理解し、地域に貢献できる力 ①保健、医療、福祉の現場において、リハビリテーション専門職者として専門性と責任を自覚して地域社会に貢献できる。 ②医療の進歩や高齢社会を踏まえ、時代や地域のニーズに応えることができる。
----------------	---

学習成果は、大学のホームページや学生便覧、シラバス（提出-8）に掲載し、学内外に公表している。学習成果は、「1. 学修行動調査」、「2. 授業改善アンケート」、「3. 卒業者数・学位授与者数・進学者数・就職者数・就職率」、「4. 資格取得等実績」、「5. GPA」、「6. 単位の取得状況」、「7. 卒業生調査」、「8. PROG 分析」などによって計測され、運営協議会に諮られる（備付-8）。そこでの審議や報告事項は学科会議や各種委員会等で周知公表される。学外に対しては、ホームページ上で情報公開のうち IR 情報（備付-7）として、「1. 学修行動調査」、「2. 授業改善アンケート」、「3. 卒業者数・学位授与者数・進学者数・就職者数・就職率」、「4. 資格取得等実績」を公表している。

また、本学の学習成果を定める際の基本となっている建学の精神（「豊かな人間性を育てる教養教育」「良好な人間関係を築く対人教育」「地域社会に貢献し得る実学教

育」)は、学校教育法第 108 条第 1 項に短期大学の目的として掲げられている「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成する」ことに合致している。学習成果を具現化する教育課程は、学校教育法及び短期大学設置基準にのっとり整備し、随時点検している。

学習成果の点検は、教務委員会や運営協議会などで定期的に行っている。本学が学習成果と定める五つの力については、令和 2 年度第 11 回運営協議会にて大学共通の定義が提示され、承認された。令和 3 年度は、それに基づいて、学科ごとに新たな学習成果を定め、学生便覧などを通して大学内外に表明している。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

本学では、建学の精神を基本として、学科設置の目的を明確にして、それぞれ教育目標を定めている。各学科は建学の精神及び学科の教育目標に基づいた学位授与の方針を定め、それに基づいて、カリキュラム編成と実施の方針を定めている。さらに、各学科の学習成果の修得に必要とされる学力の 3 要素を入学者受け入れの方針として示している。これらの三つの方針は、運営協議会での審議を経て策定されている。

例) 栄養学科

ディ プ ロ マ ・ ポ リ シ ー	栄養学科に 2 年以上在学し、【基礎力】【実践力】【人間関係力】【生涯学習力】【地域理解力】の 5 つの力で表わされた本学科が定める学修成果を身に付け、所定の卒業要件単位数を満たした者に、「短期大学士(栄養学)」の学位を授与する。
--	--

カリキュラム・ポリシー	1. 社会人として必要な豊かな人間性やコミュニケーション能力を養う教養教育分野を配置し、幅広い教養教育を展開する。加えて栄養学の専門教育に繋がる教養教育科目も配置する。 2. 栄養学科で学ぶ知識・技術の修得を目指し、自ら調べ、考え、まとめ、発表する能力を育成するため、テーマを設けてグループ学修を行う栄養基礎演習及び栄養総合演習を配置する。 3. 栄養士となるため栄養学の幅広い専門的知識と理論を修得するための専門科目として、専門支持科目、専門基礎科目、専門展開科目を配置し、順を追って体系的に学ぶ。 4. 栄養学の理論と知識を基礎に、実践能力・技術を身に付けるため実験・実習科目を充実させる。 5. 栄養士に必要な給食業務を実際に経験する科目として校外実習を配置する。
アドミツション・ポリシー	栄養学科では、栄養に携わる者としての専門的知識・技術、責任・自覚を持ち、主体的に考え行動し、他者を理解し協働することができ、生涯にわたり健康で学び続けることができる人材を養成することを目標としています。 この目標を達成するために、以下のような能力と資質を持った学生を求めています。 1. 栄養と健康のかかわりに関心を持ち、心身の健康を大切にできる。 2. 他者の立場に立って考え、良好な人間関係を築くことができる。 3. 生涯にわたり学び、成長し続ける意志を持っている。 4. 入学後に学びを継続するための基礎学力を有している。

例) 観光ビジネス学科

ディプロマ・ポリシー	観光ビジネス学科に2年以上在学し、【基礎力】【実践力】【人間関係力】【生涯学習力】【地域理解力】の5つの力で表された本学科が定める学修成果を身に付け、所定の卒業要件単位数を満たした者に、「短期大学士（観光ビジネス学）」の学位を授与する。
------------	---

カリキュラム・ポリシー	1. 変化の激しい社会の中で、どのような状況や環境に置かれても生き抜いていくための適応力を涵養するため、実社会と結びつき、かつ学科の専門分野にとらわれない共通の内容を基本とする教養教育分野を配置する。さらに教養教育分野には観光ビジネス学の専門教育に繋がる教養教育科目も配置する。 2. 基礎科目、基幹科目、展開科目からなる専門教育分野を編成する。基礎科目では観光ビジネス学を学ぶ際に基礎をなす科目群を必修科目として配置する。基幹科目ではビジネス実務能力、ホスピタリティマインドを涵養する科目群を必修科目として配置する。展開科目では基礎科目及び基幹科目を受けて、各種推奨履修モデルを中心として、発展的に観光ビジネス分野について学修を深める科目群を置く。 3. 演習分野では、1年生の前期から2年生の後期まで、毎学期、教員が学生を身近で指導できる少人数のゼミ科目を配置するほか、実践的なキャリア形成支援に関わる科目を配置する。
アドミッション・ポリシー	観光ビジネス学科では、観光ビジネス分野に携わる者に求められる基礎的素養・専門的知識及び能力を身につけ、地域社会に貢献する意欲を持ち、生涯にわたり学び続けることのできる人材を育成することを目標としています。この目標を達成するために、以下のような能力と資質を持った学生を求めます。 1. 観光を通して社会に貢献するための知識・能力を身につけることを希望している。 2. 他者と協働する姿勢を持ち、周囲と良好なコミュニケーションを図ることができる。 3. 広く社会的事象に関心を持ち、それらの関連性を自分の言葉でわかりやすく表現することができる。 4. 高等学校等卒業までに学習した主要教科・科目、とりわけ社会・文化・経済などに関する科目について基本的な知識を有し、各科目間の関連性を理解している。

三つの方針の策定は、学長からの諮問を受けて、各担当部署で作成し、運営協議会で審議され、学長が決定する。

本学の学習成果（到達目標）としては、基礎力、実践力、人間関係力、生涯学習力、地域理解力の五つの力を定めることが平成 27 年度の第 5 回運営協議会で決定され、教務委員会で具体的内容を検討し、平成 27 年度第 7 回運営協議会で承認された。五つの力は、科目ごとに教える内容が主にどの力を育てる内容かを明確にするもので、カリキュラムマップとしてシラバスにも掲載している。同時に、科目間の関連性を明確にするためのカリキュラムツリーもシラバスに掲載し、学生の科目履修のために役立てている。

学修成果である五つの力、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、教育目標、

学位授与の方針、教育課程編成の方針、入学者受け入れの方針は点検を行い、必要に応じて、より適切なものへと改善を図っている。令和3年度は4学科でカリキュラムの改定を行い、令和4年度から実施される。

三つの方針は、学内では学生便覧、学外に向けてはホームページで情報公開（教育情報）している。さらに、入学試験要項にも建学の精神及び入学者受け入れの方針を記載し、入学希望者の進路選択に誤りがないよう配慮している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

建学の精神に基づいた教育目標、学習成果、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの一体的策定を行っている。また、各学科は、これらの方針に基づいた教育活動を行っている。このような状況を維持し、三つの方針の見直しが必要になった場合には、各ポリシーの整合性を図りながら、改善を行っていききたい。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

- 提出資料 9. 仙台青葉学院短期大学 自己点検・評価規程
10. 仙台青葉学院短期大学 自己点検・評価委員会規程
提出資料-規程集 69. 仙台青葉学院短期大学 アセスメント・ポリシー
備付資料 3. 令和3年度 仙台青葉学院短期大学重点目標
4. 令和3年度 課題への取り組み
8. 運営協議会資料
13. 令和3年度 仙台青葉学院短期大学外部評価記録
20. 授業改善アンケート内容・結果

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

平成21年度より「仙台青葉学院短期大学 自己点検・評価規程」（提出-9）及び「仙台青葉学院短期大学 自己点検・評価委員会規程」（提出-10）を定め、自己点検活動を行っている。

「仙台青葉学院短期大学 自己点検・評価委員会規程」

（審議、運営）

第6条 委員会は、学長から委員会に諮問された次の各号に掲げる事項を審議し、そのうち重要事項については、運営協議会へ上申するものとする

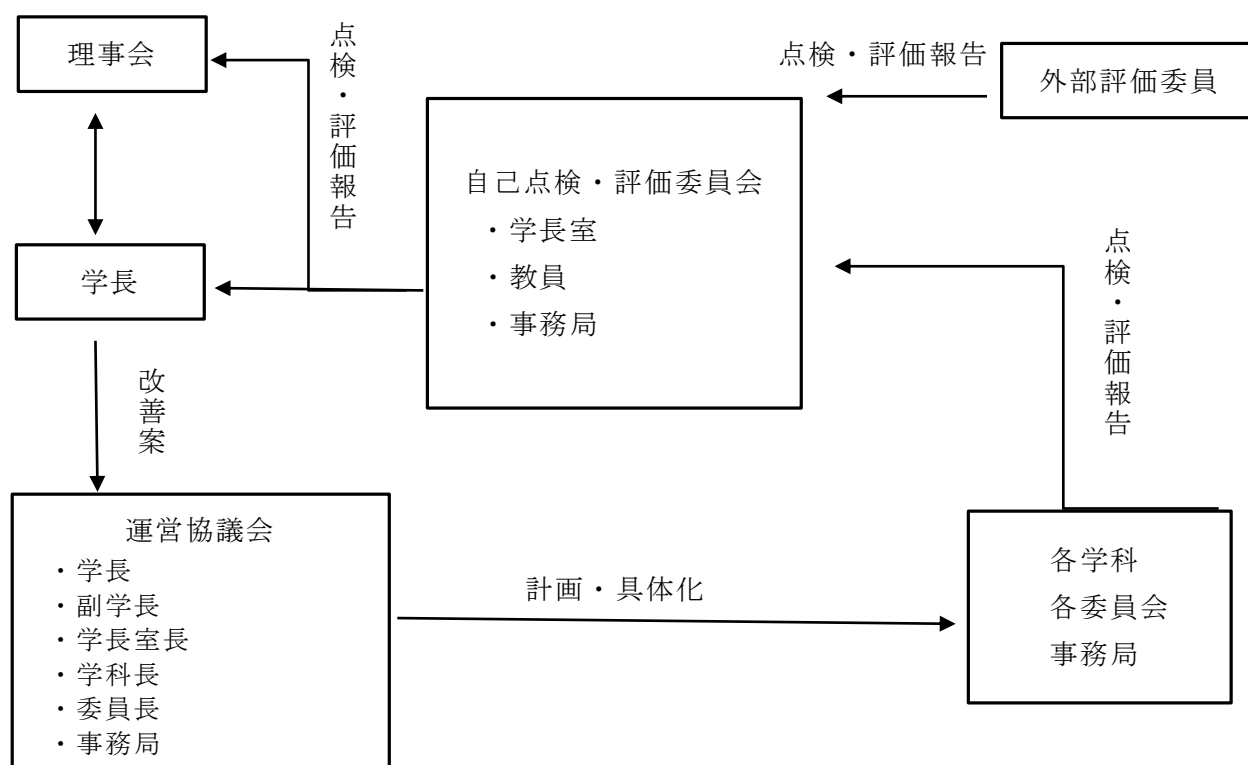
- （1）実施計画に関する事項
- （2）実施要項に関する事項
- （3）報告書に関する事項
- （4）その他自己点検・評価に関する事項

活動内容は、年度の初めに、理事会より発出される「学園目標」、それを受けて学長が策定し発出する本学「重点目標」及び「課題への取り組み」から、年度の学内の点検・評価項目を確認している。5月～7月の期間に、自己点検・評価委員は一般財団法人大学・短期大学基準協会の第三者評価基準等の情報収集を行い、評価基準の見直しや確認を行っている。8月～9月にかけて、自己点検・評価に関する情報をまとめ、情報共有のための教職員対象の研修会を行っている。11月～12月にかけて、最終的な評価項目及び報告書作成のスケジュールを確定し、教職員に周知している。2月～3月にかけて、各担当部署から提出された報告書の原案をまとめ、自己点検・評価報告書（中間報告）を作成している。当該年度の学生数等が確定する5月1日以降に確定版を作成し、運営協議会で報告された後、理事会の承認を経て、ホームページに公開している。

全教職員は、所属している委員会、部署の活動を通して、自己点検・評価活動に関わっている。また、例年1回程度、自己点検・評価委員会主催のFD・SD研修会を実施し、自己点検・評価活動に関する大学全体での共通理解の確保に努めている。令和3年度は、10月27日に一般財団法人大学・短期大学基準協会理事・事務局長である福治友英氏を講師に迎え、「自己点検・評価報告書作成について」という演題で講習会（Zoom）を行った。また、年度ごとに、高等学校関係者や卒後の就職先関連のステークホルダーから外部評価を受け、大学の教育改善に役立てている。令和3年度は、令和4年1月に書面調査、面接調査を実施し、評価内容は報告書（備付-13）にまとめ、閲覧している。

自己点検・評価の結果は、大学の運営協議会、理事会に報告されている。それを受けて、次年度の「重点目標」、「課題への取り組み」の作成に反映されている。以上のことから、自己点検・評価の結果が大学の改革・改善に活かされている。

本学の自己点検・評価体制



[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

平成 30 年度第 8 回運営協議会で「仙台青葉学院短期大学 アセスメント・ポリシー」（提出-規程集 69）を制定し、平成 30 年 9 月 26 日には FD 研修会を開催して、全教職員に対しての周知を図った。これに基づいて、次の三つのレベルでの査定を定期的に実施している。

1. 機関レベル（大学）では、学生の卒業率、退学率、就職率、資格・免許を生かした専門領域への就業率及び進学率等から学修成果の到達状況を運営協議会が査定する。関係部署に結果を報告し、改善計画を作成する。この件については、毎年度の重点目標に掲げる数値目標に照らして、運営協議会にて協議され、学長が決する。
2. 教育課程レベル（学科）では、各学科の定める卒業要件達成状況、学修行動調査分析に加えて、国家試験のある学科では国家試験合格率、それ以外の学科では資格・免許取得状況等の状況から学習成果の達成状況を、各学科で一次査定を行い、運営協議会で二次査定を行う。その結果に基づいて各学科で改善計画を作成する。
3. 科目レベル（授業科目）では、シラバスで提示された授業科目の学修目標に対する評価及び授業改善アンケート等の結果から、科目ごとの達成状況を査定する。科目ごとの成績評価とGPAとの関係は教務委員会が取りまとめ、授業改善アンケートはFD・SD委員会が取りまとめる。このデータをもとに学科教授会が査定を行い、学科教務委員会の指導のもとに各担当教員が改善計画を作成する。

アセスメント・ポリシーにあるように、機関レベル、教育課程レベルで、国家試験の合格率や資格検定試験の受験率、TOEIC 等の外部試験等によって査定を行い、教育の質向上に努めている。科目レベルでは、教務委員会にて、成績評価における評価分布と GPA の関係を注視し、適宜、学科において評価のあり方等を議論し、改善している。授業改善アンケートは、FD・SD 委員会によって取りまとめられた結果を各担当者に配布している（備付-20）。各担当者はアンケート結果や学生の成績等を勘案して、次年度の改善計画を立てている。

内部質保証では、PDCA サイクルの「C」をアセスメント・ポリシーに基づいて如何に体系的、組織的に行うかが求められている。大学の数値目標は、機関レベルの評価尺度の一部ではあるが、機関レベル(大学)、教育課程レベル(学科)、科目レベル(授業科目)を査定する具体的な評価尺度は明確になっていないため、各レベルの評価尺度の試案を示した。

卒業率、退学率、就職率、国家試験合格率等の実績は運営協議会で報告され、過年度との比較をしながら検討している。特に国家試験が全国平均を大きく下回った場合には、その原因と対策について検討するよう学科に求めている。科目ごとに評価（GPA など）は教務委員会を中心に、学科間の比較などを行うとともに、授業改善アンケートの結果をもとに、各担当教員に学科長から指導が行われている。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令については改正動向等を注視し、教育の質の維持、向上に努めている。また本学では看護学科、リハビリテーション学科、歯科衛生学科、言語聴覚学科、こども学科、栄養学科の6学科はそれぞれの指定規則があり、基準の遵守に努めている。さらに毎年申請する「教育の質に係る客観的指標

調査」でも毎年良好な得点で申請できている。

＜テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証の課題＞

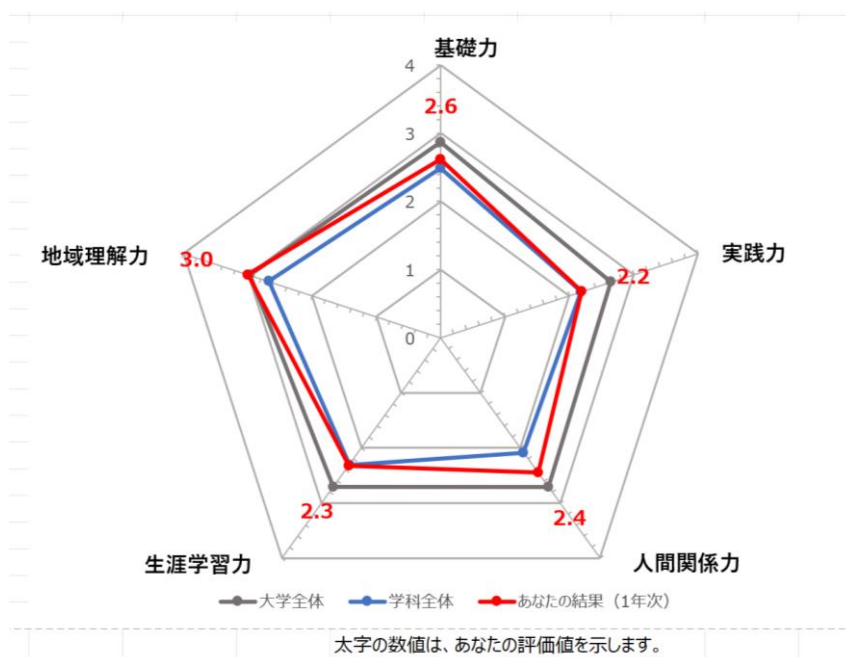
学科数の増加に伴い大学全体の評価をいかに実施していくかが課題となっている。

アセスメント・ポリシーは作成したが、その運用についての具体的な進め方が明確になっていない。アセスメント・ポリシーに基づき、各レベルで査定(評価)し、改善計画を作成するといった体系的なアセスメントの構築が求められる。

＜テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証の特記事項＞

GPA とカリキュラムマップから学習成果の五つの力を可視化するために全学生の成績をデータベース化した。各学生の学習成果五つの力の到達度を示すグラフ(レーダーチャート)には全学平均、学科平均も示して比較できるようにしている。データベースからは五つの力の全学平均、学科平均のほかに、教育課程レベル、科目レベルの査定(評価)に必要とされるデータを提供し得る態勢が整った(備付-8)。

レーダーチャートの例



<基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

【前回の行動計画】

1. 教育の質向上に向けて、学長が中心となり、運営協議会及び教授会において建学の精神と教育の効果に関する不断の検証を行う。
2. 平成 27 年度より導入する全学共通教養教育について方針とおりに実施するとともに、平成 28 年度以降に完成又は新設される学科についても円滑に導入できるように体制を整える。
3. 卒業後の学生に対する客観的評価を全学的に継続して受ける。
4. 全教職員が本学の教育・研究活動に関わるという意識を高く持ち、教育の質向上に繋がるスキルを身につけ続けるために、全学的な FD・SD 活動の強化を推進する。

1. については、教育の質向上に向けて、3 ポリシー及び学習成果の評価方法を中心に検証を行ってきた。具体的には、学習成果の明示（五つの力）、GPA、PROG などの評価方法の導入を行い、教育の効果について検証し得る体制づくりに努めてきた。

2. については、全学共通教養教育については、教務委員会を中心に新設学科においても確実に導入してきた。全学共通教養科目は、学科の垣根なく本学の全ての学生に必要な教養であるという方針のもと、教務委員会において、平成 28 年度には全学共通教養科目の成果の検証を行い、平成 29 年度及び令和 2 年度には授業の概要及び科目の見直しを行うなど、本学学生に必要な教養科目は何か、不断の検討を重ねている。

3. について、卒業学生に対するアンケートについては、IR 室を設置し、データ収集に努めている。具体的には、インターネットを利用するなど回答の利便性向上、データ分析の精緻化を行ってきた。収集したデータは、運営協議会での報告やデータ開示によって、各学科にフィードバックされ、各学科のカリキュラムの見直しに役立つ体制が整いつつある。

4. について、全学的な FD・SD 活動の強化については、先の第三者評価受審以降、継続的に実施してきた。特にコロナ禍による教育・研究活動の ICT 化に際して、大学全体の情報交換が行われ、学内の ICT 化促進につながっている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

1. 大学の社会貢献活動の推進について

地域連携推進委員会を設置し、中長期的な観点から大学の社会貢献活動を推進する。

2. 教養教育の充実

学科間の相違を越えた大学としての教養教育について、科目内容等、引き続き検討を行っていく。建学の精神などを再確認しながら、大学全体として重要視する教育内容について検討し、教養教育の統一性と充実を図る。

3. 学習成果の可視化に向けた環境整備

IR 室を中心に、GPA や PROG テスト等の結果からデータベースを作成し、学習成果の分析及び評価を可能とする環境を整える。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

- 提出資料 2. 2021 年度 入学試験要項
 3. 2021 年度 言語聴覚学科 入学試験要項
 4. 2021 年度入学生用 学生便覧
 5. Sendai Seiyō Gakuin College Guide 2021
 6. 仙台青葉学院短期大学 学則
 8. 2021 年度 シラバス
 11. ウェブサイト「情報公開（教育情報）」<ディプロマ・ポリシー>
 12. ウェブサイト「情報公開（教育情報）」<カリキュラム・ポリシー>
 13. ウェブサイト「情報公開（教育情報）」

<アドミッション・ポリシー>

- 提出資料-規程集 63. 仙台青葉学院短期大学 アドミッション・オフィス規程
 83. 仙台青葉学院短期大学 履修規程

- 備付資料 7. ウェブサイト「情報公開（IR 情報）」
 8. 運営協議会資料

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

本学では、学科ごとに卒業認定・学位授与の方針を定めており、この方針は各学科の学習成果（五つの力）と対応している。卒業要件は以下のように「仙台青葉学院短期大学 学則」（提出-6）に明記している。

（卒業要件）

第 35 条 本学を卒業するためには、第 4 条に定める修業年限以上在学し、下表に定める単位を修得しなければならない。ただし、第 13 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の規定により入学した者の在学すべき年数は、それぞれ第 13 条第 2 項又は第 14 条第 2 項の規定により定められた年数以上とする。

学科	卒業要件単位
看護学科	100 単位以上
ビジネスキャリア学科	62 単位以上
リハビリテーション学科 理学療法学専攻 作業療法学専攻	104 単位以上 104 単位以上
こども学科	62 単位以上
歯科衛生学科	100 単位以上
栄養学科	64 単位以上
観光ビジネス学科	62 単位以上
現代英語学科	62 単位以上
言語聴覚学科	98 単位以上

(卒業認定)

第 36 条 前条に規定する要件を満たした者については、教授会及び運営協議会の議を経て学長が卒業を認定する。

2 卒業の認定に係る基準は別に定め、あらかじめ学生に明示する。

3 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書・学位記を授与する。

(学位)

第 37 条 前条の規定により卒業を認定した者には、本学学位規程の定めるところにより、次の学位を授与する。

学科	学位
看護学科	短期大学士（看護学）
ビジネスキャリア学科	短期大学士（ビジネスキャリア学）
リハビリテーション学科 理学療法学専攻 作業療法学専攻	短期大学士（理学療法学） 短期大学士（作業療法学）
こども学科	短期大学士（こども学）
歯科衛生学科	短期大学士（歯科衛生学）
栄養学科	短期大学士（栄養学）
観光ビジネス学科	短期大学士（観光ビジネス学）
現代英語学科	短期大学士（英語）
言語聴覚学科	短期大学士（言語聴覚学）

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

※リハビリテーション学科の卒業要件単位数については令和 2 年度入学生より適用。

成績評価の基準は、以下のように「仙台青葉学院短期大学 履修規程」（提出-規程集 83）に示している。

(成績評価等)

第7条 学生の成績は、前条の試験のほか、授業時間内に行う臨時試験、課題レポート、発表、討論、提出作品、授業への参加態度等（以下「臨時試験等」という。）を勘案して評価する。

2 成績評価方法は、シラバスにあらかじめ示す。

3 成績評価は、下表のとおり、秀（AA）、優（A）、良（B）及び可（C）を合格とし、不可（D）、評価不能（E）を不合格とする。また、それぞれの成績評価に対してグレード・ポイント（以下「GP」という。）を付与する。

判定	成績評価	点数	GP
合格 (単位認定)	秀 (AA)	90点以上	4
	優 (A)	80点以上90点未満	3
	良 (B)	70点以上80点未満	2
	可 (C)	60点以上70点未満	1
不合格 (単位認定不可)	不可 (D)	60点未満	0
	評価不能 (E)	(1) 前条第5項に該当する科目 (2) 資格取得に係る実習で、各学科が授業科目ごとに定める時間数を満たさない場合	0

なお、第9条の再試験で合格の場合の成績評価は、可（C）、GP は1ポイントとする。

4 履修登録した各授業科目の単位数に当該授業科目のGPを乗じた値を、履修登録した全授業科目について総計し、その値を履修登録した授業科目の総単位数で除して算出する平均値をグレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）という。GPAの活用方法等については、別に定める。

5 成績評価及びGPAは、学生及び保証人（保護者等）へ成績通知表をもって通知する。

資格・免許の資格要件については、学生便覧の中で明示している。それぞれ看護師（看護学科）、理学療法士・作業療法士（リハビリテーション学科）、歯科衛生士（歯科衛生学科）、保育士・幼稚園教諭二種免許状（こども学科）、栄養士（栄養学科）、ビジネス実務士（ビジネスキャリア学科）、観光ビジネス実務士（観光ビジネス学科）である。成績評価の方法や資格・免許取得の方法については、学生便覧にも記載し、学生に明示している。

本学の卒業認定・学位授与の方針は、短期大学設置基準が定める卒業要件、学位規則が定める学位授与の要件を満たしている。また、各学科の卒業認定・学位授与の方針は、看護師、幼稚園教諭、栄養士、歯科衛生士、理学療法士等の国家資格・免許取得につながっている。その点において、本学の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性があると捉えている。

以上のような卒業認定・学位授与の方針は、教務委員会を中心に、運営協議会などで定期的な点検を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

本学では、カリキュラム・ポリシーを含めた3ポリシーを一体のものにとらえ、教務委員会を中心に整合性の点検を行っている。各学科の授業科目は、学習成果（五つの力）と関連付けられており、学生にはカリキュラムマップとしてシラバス上で提示している。シラバスには、学習成果に加えて、授業内容、準備学修の内容や授業時間数、成績評価の方法・教科書・参考書等の必要事項を全て記載している。シラバスの記載内容については、毎年度「シラバス作成要領」を教務委員会にて作成している。学科単位でシラバス作成要領を用いたFD研修会を行うことで、シラバスの記載方法の変更点等を周知している。非常勤講師については、シラバス作成依頼の際に「シラバス作成要領」を同封し、周知を図っている。

各学科の教育課程は、短期大学設置基準や、保健師助産師看護師法、理学療法士及び作業療法士法、教育職員免許法、歯科衛生士法、栄養士法等に基づく指定規則やガイドライン（以下、「指定規則等」）にのっとり、また各学科の独自性も含めて体系的に編成されている。各学科の教育課程の見直しは、学科の教務委員会を中心に実施し、全学の教務委員会での検討を経て、最終的に運営協議会で承認している。このような仕組みを通して、各学科の教育課程を大学として管理、運営している。

単位数については、各学科の状況に応じて、年間に履修できる単位数の上限を定めている。併せて、シラバスにおいても事前事後の学修についてあらかじめ示し、単位の実質化を図っている。また、単位の実質化については、以下のように「仙台青葉学院短期大学 学則」に規定して運用している。

(単位)

第 23 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (3) 1 科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

令和 3 年度は、令和 2 年度に行われた本学の全学共通教養科目の大幅な見直しを受け、各学科のカリキュラム改定に合わせて、新共通教養科目を令和 4 年度より順次開講する準備を行った。また、看護学科、ビジネスキャリア学科、こども学科、歯科衛生学科の 4 学科は、令和 4 年度に向けてカリキュラム改定を行った。これらの改定は学科が検討し、教務委員会で審議後、運営協議会で審議・承認することで、教育課程として適切な状態を担保している。これらのカリキュラム改定に合わせて、全学教務委員会にて各学科のカリキュラムマップ、カリキュラムツリーの見直しを行った。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

本学の教養教育は、全学共通に配置している教養科目と、学科独自に配置している教養科目の二つの科目群から構成されている。前者については、全学教務委員会で管理運営（授業内容や非常勤講師の選定）を行い、後者については学科で管理運営を行っている。二つの科目群とも専門教育に関連しているが、特に後者の科目群は学科の特性に合わせた科目が配置できるようになっている。教養科目と専門科目の関連性は、カリキュラムツリーにて可視化されている。

科目ごとの効果については、授業改善アンケート等を通して評価、改善に取り組ん

でいる。教養科目群のみの成果について独自の測定・評価は実施していないが、専門科目を含めたカリキュラム全体として、就職率や国家試験合格率、資格取得率等によって測定・評価、改善を行っている。

全学共通教養科目については「豊かな人間性を育てる教養教育」という建学の精神に基づき、全学科に共通の科目として平成 27 年度より導入されたが、令和 2 年度に大幅な見直しを行い、全学教務委員会において学習成果を検討した上で、共通教養科目の精選と、学科の独自教養科目の選定を行った。この変更は令和 3 年度より各学科において順次行われている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

各学科のカリキュラムには、実際の職業現場において行われる実習科目（看護学科、リハビリテーション学科、歯科衛生学科、こども学科、栄養学科、言語聴覚学科）、インターンシップ科目（ビジネスキャリア学科、観光ビジネス学科）が配置されている。学生は、それらの科目や、現場に行く前の学科オリエンテーションなどを通して、各課程の教育内容と実際の職業とを関連付けて学びを深めることができる。一方で、専門科目に比べて教養教育の割合が少ないという課題も上がっている。学生に過度な負担の生じない卒業要件単位数と各養成課程で規定されている卒業要件単位数との兼ね合いにより、教養教育の単位数を制限せざるを得ないという問題もあるため、各学科で検討を行っている。

職業教育の効果については、各学科の特色に合わせて、国家試験合格率、資格取得率、就職内定率等を指標に測定を行い、課題の改善に取り組んでいる。全学的な取り組みとしては、卒業認定・学位授与の方針の可視化の検証を目的に、ジェネリックスキルの成長を支援することを目的としたアセスメントプログラム PROG を令和元年度から導入した。測定された結果は、他大学や学科間の比較データとして整理し、学科教員や学生に公表している。また、卒業生に対して、在学時に身に付いたことや職場で役立っている学びについてアンケート調査を実施し、その結果の公表を通して、職業教育の観点から各学科の教育課程の見直しを行っている（備付-8）。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

本学の入学試験要項では、冒頭に「本学の教育における3つの方針」、「各学科の求める学生像」及び「選抜方法」から成る「本学（全学科）のアドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）」を明確に示している。そこでも説明されているように、アドミッション・ポリシーは、学習成果と連動しているディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの内容を踏まえている。よって、アドミッション・ポリシーは、学習成果に対応している。

全学科の入学者受入れの方針には、「それぞれの学科で学ぶ教育内容に強い意欲と関心を持ち、かつ、その学修に必要な基本的な知識・技能と思考力と判断力を兼ね備え、多様な人々と協働して学ぶ態度を持っている人」とした上で、各学科の求める学生像を示している。そのなかでは、各学科が求める具体的な能力と資質も示していることから、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

アドミッション・ポリシー抜粋

本学（全学科）のアドミッション・ポリシー（入学者受入の方針）

本学の全ての学科が、入学者に対して共通して求めている学生像は、それぞれの学科で学ぶ教育内容に強い意欲と関心を持ち、かつ、その学修に必要な基本的な知識・技能と思考力と判断力を兼ね備え、多様な人々と協働して学ぶ態度を持っている人です。

入学後、本学における様々な教育活動を通して、建学の精神と各学科の教育理念を体得し、将来にわたって実践していくことのできる学生を求めています。

本学の入学者選抜では、入試区分の特性を明確にし、高校卒業見込者の他、既卒者、社会人、外国人留学生など、多様な背景を持つ受験生を受け入れている。また、各学科の入学者選抜の具体的な試験方法等については入学試験要項に記載のとおりであるが、各学科の入学者受入れ方針に基づく判定基準を各入試区分で定め、公正な入学者選抜の実施に努めている。また、各学科の求める学生像と入学者選抜の方法の対応、高大接続の観点による多様な選抜方法及び選考基準の公正さについては、アドミッ

ション・オフィスや入試広報委員会を中心に定期的に点検している。

求める学生像と入学者選抜方法との対応例（こども学科）

		入学者選抜方法				
		総合型 選抜Ⅰ期	総合型 選抜Ⅱ期	学校推薦 型選抜 (公募 推薦)	学校推薦 型選抜 (指定校 推薦)	一般選抜 Ⅰ期・Ⅱ 期
求める 学生 像	自分の考えを自分の 言葉で伝えること ができる。	個別面接	個別面接	個別面接	個別面接	個別面接
	子どもに関する社会 問題を自分の問題 として考えること ができる。	口頭試問		小論文	口頭試問	
	基礎的技能を用い て、自己表現する ことができる。		実技試験			
	入学後に学びを継 続するための基礎 学力を有してい る。	調査書	調査書	調査書	調査書	学力試験 調査書

「仙台青葉学院短期大学 アドミッション・オフィス規程」（提出-規程集 63）は平成 28 年 8 月に施行された。令和元年 6 月の改正では第 6 条（アドミッション・オフィサー）が追加され、アドミッション・オフィサーとして、アドミッション・オフィス長（副学長充て職）、運営管理センター長が指名された。これによって、アドミッション・オフィスで年度目標や方針を定め、アドミッション・オフィサーと、入試業務を担当している運営管理センターで、方針の具体化に向けた調査・企画立案を行い、入試広報委員会では学科の意見を集約・審議する体制が整えられた。

授業料等の必要な経費は、入学試験要項ほか、本学ホームページにおいても明示している。受験生、保護者及び高校教員等からの問合せには、専用の電話番号及びメールアドレスを設け、運営管理センター職員が適正に対応している。また、法人本部企画部広報センターにおいても、専用の電話番号及びメールアドレスを設け、同センター職員が適切に対応しており、適切な情報共有を図っている。

令和 3 年度は、Zoom による高校教員向け入試説明会を開催し、高等学校関係者の意見聴取に努めた。また、法人本部企画部広報センター職員が高校訪問を行った際も直接、現場の教員からの意見聴取に努めた。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

本学の学習成果は、建学の精神を具体化した五つの力（「基礎力」、「実践力」、「人間関係力」、「生涯学習力」、「地域理解力」）を、さらに各学科の教育内容に即して具体化したものとして提示されている。

例) 現代英語学科

学 修 成 果	1. 【基礎力】 一般教養並びに各専門分野の基礎的能力 ①人間・社会・文化などについての教養を身につけている。 ②身近な話題に関して対応することができる英語 4 技能を身につけている。 (CEFR-B 1 レベル程度) 2. 【実践力】 各分野の実際の場合面に対応できる力 ①自立した英語使用者として、臆せずコミュニケーションを図ることができる。 ②他者の考えを理解し、多角的に物事を捉えながら、自分の考えを構築し表現することができる。 3. 【人間関係力】 専門職・社会人として必要なコミュニケーション能力 ①社会や職場で必要なコミュニケーション能力を身につけ、他者と良好な人間関係を築くことができる。 ②基本的なプロトコルやビジネス実務能力を身につけ、実践することができる。 4. 【生涯学習力】 生涯にわたって学び、成長できる力 ①生涯にわたって課題を発見し、解決する力を身につけている。 ②変化に富むグローバル社会において、生涯を通じて自分を成長させることができる。 5. 【地域理解力】 地域・文化の多様性を理解し、地域に貢献できる力 ①自国の歴史・文化・社会・経済について理解し、異文化間コミュニケーションに役立てることができる。 ②様々な地域の文化・社会を知り、それぞれの価値観に対応して調和と共生を積極的に図ることができる。
------------------	--

例) 言語聴覚学科

学 修 成 果	1. 【基礎力】 一般教養並びに各専門分野の基礎的能力 人間の尊厳について理解し、専門職としての基盤となる知識を身につけている。 ①歴史や文化、現代社会についての教養を身につけ、人間としての在り方や、多様な生き方について理解できる。 ②言語聴覚士としての基礎的な知識と、専門性を理解し応用できる能力を身につけている。 2. 【実践力】 各分野の実際の場合面に対応できる力 臨床現場において治療・援助・指導を行うための技術を身につけ、実践することができる。 ①臨床現場で活用し得る幅広い知識と高度な技術を身につけている。 ②言語聴覚士として、他者の心身の痛みや苦悩への共感を持ち、倫理観に基づいて行動することができる。 3. 【人間関係力】 専門職・社会人として必要なコミュニケーション能力 社会人また言語聴覚士として高いコミュニケーション能力を身につけ、他者と協働することができる。 ①高いコミュニケーション能力と豊かな人間性を身につけ、他者の考え立場を理解することができる。 ②多職種連携の重要性を理解し、チーム医療の一員として他者と連携、協働することができる。 4. 【生涯学習力】 生涯にわたって学び、成長できる力 多くの学問分野に接して幅広い見識と専門的知識と技術の向上を図ることができる。 ①リハビリテーション専門職者として必要な学修課題や目標を自ら設定し、常に課題の克服や目標達成に取り組むことができる。 ②自己の専門領域を生涯にわたって、学術的に探求することができる。 5. 【地域理解力】 地域・文化の多様性を理解し、地域に貢献できる力 地域社会における言語聴覚士の使命と役割を理解し、専門性を活かして地域に貢献することができる。 ①地域に貢献する言語聴覚士としての専門性と責任を自覚し、積極的に行動することができる。 ②進歩する医療と高齢社会の中で、時代や地域のニーズに応えることができる。
------------------	--

学習成果は、各授業の内容と関連しているため、各授業の単位取得（到達目標の達成）によって獲得可能となっている。令和3年度は、看護師資格取得率97.7%、理学療法士資格取得率70.7%、作業療法士資格取得率69.2%、歯科衛生士取得率95.7%、栄養士資格取得率100%、幼稚園教諭二種免許状取得率98%、保育士資格取得率95%であった。国家資格取得を目標としていない学科についても、例年90%以上の学生が、本学が定めるディプロマ・ポリシー及び卒業要件を満たして卒業している。この結果

からも、本学の学習成果は多くの学生にとって「仙台青葉学院短期大学 学則」に定める修業期間内に獲得可能である。

学習成果は、アセスメント・ポリシー（基準Ⅰ-C-2）によって定められているように、卒業率、就職率、学修行動調査の分析、国家試験合格率、免許・資格取得状況、GPA、PROG 等から測定可能である。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

本学では、アセスメント・ポリシーを用いて学習成果を評価している。そこに示されたデータは以下のようにまとめられる。

機関レベル（大学）	卒業率、退学率、就職率、資格・免許を生かした専門領域への就業率及び進学率、卒業生アンケート調査
教育課程レベル（学科）	各学科の定める卒業要件達成状況、学修行動調査分析、国家試験合格率、資格・免許取得状況、PROG 等
科目レベル（授業科目）	授業科目の学修目標（シラバス）に対する評価、授業改善アンケート、科目ごとの成績評価、GPA

学習成果に関する IR 情報は運営協議会に報告され、学内に周知される。学外に対しては、ホームページ上で情報公開の IR 情報として、1.学修行動調査、2.授業改善アンケート、3.卒業者数・学位授与者数・進学者数・就職者数・就職率、4.資格取得等実績を公表している。卒業生アンケート及び授業改善アンケートに関しては得られた評価結果に対する各学科の対応策を立て、次年度以降の改善目標としている。

IR 情報の分析は、IR 室を中心に実施している。例えば、令和3年度は以下のようなデータ分析を行った。

I 令和2年度入学生入試データ分析

入学前情報及び入試方法と1年次GPAの関連

平成29年度入学生の入試情報と初年次GPAの関連については、GPAと評定平均及び欠席日数とは関連していない、という結果であった。平成30年度・令和元年度・令和2年度入学生の初年次GPA累計と評定平均値は全ての入学年度の全学科で有意であった。欠席日数に関しては、平成30年度と令和元年度では3学科が有意であったが、観光ビジネス学科は両年で有意であるものの、他学科は年度で異にしていた。令和2年度は全学科で有意となっていた。このことは本学に入学してくる学生の変質が示唆される。

II 令和元年度～令和2年度実施分のPROG分析

5学科1年生のリテラシー、コンピテンシーリテラシーは総合、コンピテンシーは総合、大分類3要素、中分類9要素について、PROGを実施した全国の短大1年生と比較した。リテラシー総合では、こども学科、栄養学科で有意に高く、他3学科は有意差がなかった。コンピテンシー総合では、栄養学科で有意に低かったが、他4学科では有意差がなかった。

3学科2年生のリテラシー、コンピテンシー：リテラシー総合では3学科とも短大の平均と有意差がなかった。ビジネスキャリア学科のコンピテンシー総合ではビジネスキャリア学科は有意に高く、他2学科は有意差がなかった。

3学科で1年次と2年次を比較し成長分析を行った。ビジネスキャリア学科、観光ビジネス学科では、2年次にはリテラシー総合では短大2年平均値の線にかその近傍にあり、一方コンピテンシー総合は短大2年平均値を大きく超えて成長していた。こども学科はリテラシー総合では短大2年の平均を超えていたが、コンピテンシーは短大2年平均値を超えなかった。

PROG構成要素から建学の精神・学修成果五つの力の測定尺度を考案した。建学の精神の三本柱では、教養教育と対人教育は全国の短大平均と同等で、実学教育で低い型を示した。五つの力では3番目の人間関係力が最も高くなるW型を全国の短大で示し、本学の学生でも同様の型を示した

III 令和2年度学修行動調査

1. 卒業年次調査

令和2年度卒業生の入学年次と卒業年次の比較を行った。令和2年度卒業生では全体としての有意な因子はなかった。一方、学科ごとの分析では、大学生活満足度、自己学修時間で高くなった学科が増えていた。

2. 中間年次調査

3年制学科(看護学科、リハビリテーション学科、歯科衛生学科)で1年次と2年次の比較を行った。看護学科は、令和元年度は入学後の学修効果、入学後の自主的な学習効果、教職員のサポート利用、学修時間で2年次に高くなっていたが、令和2年度は入学後の自主的な学習効果だけであった。リハビリテーション学科では、令和元年度は入学後の自主的な学習効果、教職員のサポート利用で2年次に高くなっていたが、令和2年度は教職員のサポート利用だけであった。歯科衛生学科では、令和元年度は教職員のサポート利用、学修時間で2年次に高くなっていたが、

令和2年度は教職員のサポート利用と大学の設備・サービス満足度で高くなっていた。

3. 入学生調査

全学科と各学科の比較を行った。令和元年度の入学生に比較して、負の有意な因子があった。リハビリテーション学科では大学生活満足度、学修時間を除いて他の4因子は全体に比して低かった。現代英語学科では令和元年度は自己学修時間を除き他の5因子で有意に高かったが、令和2年度は有意な因子はなかった。

IR室は平成28年度以降の入試情報、学修行動調査、PROG結果等のIR情報の解析結果から教育課程の編成に関する改善方針を提言として示した。提言の骨子は①入学生の個々人の特性を育む総合教育の実践、②入学早期からの学修の効果を学生と教員が共有し、知識を開き導く教育の実践、③学修管理システム（LMS(Learning Management System)）の利活用による自主的学修を促進する教育の実践であった。提言を受けて、各学科にそれぞれの対応策を求めた。各学科の対応策を集約すると、提言①については「五つの力の理解を深め、育成法を明確にする」、提言②については「学生との距離感を適切にして指導する」、提言③については「LMSを自主学修に役立てる工夫に力を入れていく」であった（備付-8）。

学生総合支援センターにおいて全学生の就職状況（就職先、就職活動の履歴等）をデータ化し、各学科の学習成果の評価に使用できるようになっている。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

卒業生の定性評価は、学内企業説明会（通年）や病院合同説明会（3月・7月）、企業との情報交換会（年3～4回）や本学に来訪した機会に、入職した卒業生についての仕事ぶり等定性的な情報聴取を常に行っている。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止になった説明会もあった一方で、オンラインでの開催も実施され、新たな説明会及び学生の卒業後評価の方法が模索された。

また、卒業生の就労状況調査は、3か年間同じ質問項目で実施し比較することがIR室で決定されており、3年目の令和2年度は10月に実施し、平成30年度・令和元年度・令和2年度卒業生の比較を行った。回収率は20.9%、42.2%、62.8%と3年間で大きく改善した。また、本学の五つの力である「基礎力」「実践力」「人間関係力」「生涯学習力」「地域理解力」とともに「1. 活かされている」「2. どちらかといえば活かされている」とする学生の割合が増加していることなどが見て取れた。令和3年度は、学科ごとにデータを集計し、より直接的に学習成果の点検に活用できるように

した。例えば、「質問 2. 大学での学び「五つの力」が現在の生活・仕事に活かされているか？」という問いに対して、「どちらともいえない」「あまり活かされていない」の合計が 25%以上ある学習成果及び教育分野は、「基礎力」（ビジネスキャリア学科、リハビリテーション学科）、「実践力」（リハビリテーション学科）、「人間関係力」（該当学科なし）、「生涯学習力」（看護学科、ビジネスキャリア学科、リハビリテーション学科）、「教養教育分野」（看護学科、リハビリテーション学科、現代英語学科）、「専門教育分野」（ビジネスキャリア学科、リハビリテーション学科、観光ビジネス学科）であった。このような結果は、各学科に公開され、学科ごとの学習成果の点検に用いられた（備付-8）。

また、学科独自の試みとして、栄養学科での学習成果の点検のため、委託給食企業へのアンケート調査を行った。調査結果は、運営協議会にて報告され、共有化が図られている（備付-8）。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

卒業認定・学位授与の方針の可視化の検証を目的に、ジェネリックスキルの成長を支援することを目的としたアセスメントプログラム PROG を令和元年度から導入し、その測定結果は、他大学や学科間の比較データとして整理し、学科教員や学生に公表している。しかし、各学科でこの測定結果をどのように改善に結びつけるかは確定されておらず、検討が必要である。

新型コロナウイルス感染症の影響で、対面でのオープンキャンパスがほとんど実施できず、アドミッション・ポリシーなどの周知に影響が出ている。この点について、今後の広報の在り方など、アドミッション・オフィス、入試広報委員会、法人本部企画部広報センターが相互に意見を出し合い、広報の仕方を検討している。

令和 3 年度より一部学科から就職先へ学生の学習成果に関するアンケート調査を行い、その有用性の検討を行うとともに、全学科統一項目として比較できる調査についても検討を行う。また、学生の卒業後評価に関して、ホームカミングデーや就職説明会などの機会を利用した各学科における情報収集の方法が模索されている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

教育課程の編成に当たって、平成 28 年度以降の入試情報、学修行動調査、PROG 結果等の IR 情報の解析結果から明らかとなった課題の改善方向について IR 室より提言を受けている。提言内容に関して各学科で対応策を検討して、次年度以降の教育課程編成に供する、すなわち PDCA サイクルを循環させるという考えの下に各学科で対応策をまとめたことで、今後の改善推進に効果が期待できる。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

- 提出資料-規程集
- 89. 仙台青葉学院短期大学 学生表彰規程
 - 94. 仙台青葉学院短期大学 障がいのある学生に対する修学支援規程
 - 95. 障がいのある学生に対する支援ポリシー
 - 99. 仙台青葉学院短期大学 学生団体顧問規程
 - 100. 仙台青葉学院短期大学 スチューデント・アシスタントに関する規程

- 備付資料
- 8. 運営協議会資料
 - 20. 授業改善アンケート内容・結果
 - 23. GPA 学修指導記録
 - 24. サークル活動費申請マニュアル
 - 25. 仙台青葉学院短期大学 学生団体の顧問活動に伴う経費に関する細則
 - 26. 仙台青葉学院短期大学 長期履修学生に関する申し合わせ

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。

- ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
- ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
- ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

教員はシラバスに示した到達目標に沿って成績評価基準を定め、学生の学習成果の獲得状況を評価している。シラバスについては、教務委員会と事務局で全て確認し、不適切な評価基準（出席点等）については適宜修正を求め、不適切なところがないようにしている。

教員は、科目の特性に合わせて、定期試験のほか、小テストやレポート、実技課題等で学生の学習成果を把握し、その方法についてはシラバスに明記し、あらかじめ周知している。令和3年度はコロナ禍の対応の中で、レポートの提出や小テスト、実習先との面談等に、LMS、Teams、Zoom 等のインターネット技術を活用した。また、遠隔授業と対面授業を組み合わせたハイブリッド授業を実施するため、各学科と事務局が連携して、時間割や教室の調整を行った。総合的な学習成果の把握については、各教育課程の実習やインターンシップ等を通して、外部の視点を取り入れながら、随時確認を行っている。また、毎年実施している外部評価では、外部のステークホルダーから学習成果について意見を聴取し、学習成果の把握に努めている。

授業改善については、FD・SD 委員会を中心に期末ごとに受講学生を対象として、あらかじめ定めた除外科目以外の全科目において授業改善アンケートを行い、結果は各学科長より担当教員に送付される（非常勤講師については事務局より送付）。その結果を受けて、担当教員は教育方法等の評価、分析を行い、次年度の改善策を各学科長に提出している。各学科長は担当教員からの報告書を FD・SD 委員会に提出している。FD・SD 委員会は集められたアンケート結果や担当教員による報告書の内容を分析し、研修会のテーマ等に反映させている。FD・SD 委員会では、そのような量的データだけでなく、学生参加の研修会を設け、授業評価に関する質的データの収集に努めている。この研修会の内容は、運営協議会で報告され、各学科長より教員に伝達された。これらの質的・量的データを用いて、教員は定期的に授業改善を実施している。なお、コロナ禍により、令和2年度及び令和3年度は、学生参加の研修会を実施することができなかった。

授業内容についての授業担当者間の意思疎通の状況については次のとおりである。各監督省庁の指定規則等が出されている教育課程（看護師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、栄養士、保育士等）では、学科内教務委員会を中心に、指定規則等に沿ってシラバスに明記された授業内容を確認し、授業内容の過不足や適正について検討を行っている。授業内容に不備があった場合は、科目担当者と連絡を取り、内容の確認や修正を依頼し、改善を行っている。また、そうした指定規則等が提示されていない学科についても、同様の方法でシラバスチェックを通して、授業内容について意思疎通や調整を図っている。さらに、全ての学科において定期的実施されている学

科会議内で、授業内での学生の様子や、授業の進捗状況について情報を共有している。

教育目的・目標の達成状況は、既に述べたアセスメント・ポリシーに従って、卒業要件達成状況、学修行動調査分析、国家試験合格率、資格・免許取得状況等によって把握されている。特に国家試験合格率は例年全国的な平均値や、年度ごとの学内の合格率等が明示されるため、各該当学科で試験結果を分析し、補講授業や課外の学生指導の在り方を見直している。

学生指導は、全ての学科において日常的に行われている。学科によって、ゼミ担任制、チューター制、クラス担任制等、方法は異なっているが、教員が適宜学生の状況を把握するシステムを構築している。学生対応の必要性が生じた場合は、担当教員より学生に対して電話連絡や面談等を行い、卒業に至るまでの指導を行っている。学期ごとの GPA が 1.5 未満の学生については、学生面談と報告書（備付-23）の提出を義務付けている。退学者については、担当教員が指導内容や退学に至るまでの経過を把握し、退学の原因分析を行っている。これらの報告書は、関係部署にて閲覧し、個人情報保護に配慮しながら、状況の把握や指導内容の見直しに利用されている。

各学科の支援体制

学科	支援体制
看護学科	チューター制
ビジネスキャリア学科	ゼミ担任制
リハビリテーション学科	学年担任制
こども学科	ゼミ担任制
歯科衛生学科	学年担任制
栄養学科	グループ担任制
観光ビジネス学科	ゼミ担任制
現代英語学科	ゼミ担任制
言語聴覚学科	学年担任制

各キャンパス事務の職員は、教務システムによる学生の履修登録、出欠状況の管理、成績データの処理、各種試験の実施、成績判定・卒業判定資料の学科への提供のほか、教務委員会の審議等に必要な情報の整備や教員の学生指導の支援など、担当業務を通じて学生の学習成果を把握し、学生の学習成果の獲得に貢献している。事務職員は、教務委員会への参加や窓口での学生への対応等を通して、建学の理念に基づく教育目標の達成状況の把握及び学生個々の卒業に至るまでの支援を行っている。

令和3年度については、コロナ禍において、対面授業と遠隔授業のハイブリッド化

に対応した時間割の再構築や教員の再配置を行うとともに、オンデマンド教材の作成補助・管理・配信業務を行った。また、受講学生からのレポート収集補助や出欠管理、パソコン操作に不慣れな学生の個別支援等も行い、学生の教育支援に努めた。自宅での遠隔授業の受講が困難な学生に対する学内のインターネット環境の利用や、対面授業内の Wi-fi 環境の利用増加に伴う環境整備にも努めた。また、インターネット上での各種届出様式のダウンロードシステムの構築を行い、学生の利便性向上に努めた。

学生の成績記録の保管については、「学校法人北杜学園 文書取扱規程」等に基づいて、教務システムの電子媒体で適切に保管している。期末試験の答案用紙等、成績判定に関わる資料は卒業後 2 年間の保管の取扱いとしている。

各キャンパスの図書館に専任の司書が常駐し、授業に必要な資料のほか、各種試験対策資料、一般教養資料なども充実させて、総合的な学修支援を行っている。学修支援の在り方については、アンケート調査（備付-8）などによって学生からの意見を収集し、図書館の利便性を高めるよう工夫している。例えば、国家試験の準備が必要になる時期には、開館時間を延長する等の改善を行った。また、毎年、各学科から希望図書等の選定を行い、学生の利便性向上に努めている。令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症により、遠隔授業も多く行われたことから、電子媒体による資料提供を増やし、学生の在宅での学修もサポートしている。

本学では令和元年度から一部学科で学生全員がノートパソコン又はタブレットパソコンを授業でも使用することにし、同時に LMS を導入して、学生への連絡事項や授業課題の配信を始めた。令和 2 年度の新学期からの新型コロナウイルス感染症に対する対応として、全学での遠隔授業の配信を始めたが、一部学科ではパソコンを持たない学生がいたため、スマートフォンでも読み取れる講義とする必要があった。遠隔授業配信に当たっては、教務委員会が中心となって、全教員に授業配信の指導を行い、並行して学生の通信環境を確認し、整備を促した。その結果 5 月連休明けから全学科一斉に遠隔授業を実行することができた。令和 3 年度は、パソコンの購入や推奨機種のご案内、オリエンテーション時の遠隔授業の受け方の説明等を通して、遠隔授業の受講環境の整備を行った。遠隔授業と対面授業を併用した授業運営を行っているが、授業改善アンケートでは、遠隔授業についておおむね肯定的評価を受けている。さらに、対面での授業でも、購入したノートパソコンを活用して、より効果的な授業を行うことができている。

各キャンパスとも学内 LAN を通じてインターネットの利用環境を整えており、学生に対して、インターネット利用時のマナーや危険性についての指導も行っている。また、学生の利便性等を考慮して、シラバスの Web 版と冊子版を併用しているほか、図書館の閲覧室にもパソコンを設置している。

令和 3 年度も令和 2 年度に引き続き、コロナ禍にあって学生が密にならないよう、登校人数の計画・調整や講義時の教室内の座席配置表などの作成、休憩時のラウンジ、ホール等の座席数を調整して間隔を広くするなど、感染予防に努めた。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

入学手続者に対しては、各学科において、入学後の授業内容を考慮した課題を入学前教育として実施している。学生生活については、本学における教育活動や学生便覧及びシラバスを本学ホームページにて公開している。

入学者へのオリエンテーションは、入学式後3日間で学修、学生生活の説明を行っている。担当者及び内容は以下のとおりだが、学生便覧やシラバスを用いて、入学者に分かりやすいように説明を行っている。令和2年度はコロナ禍のため遠隔での実施に切り替えたが、令和3年度は大部分の学科で、感染症対策を施したうえで、対面にて実施することができた。

入学者オリエンテーションの役割分担

学科教員	・年間予定、時間割、試験、シラバス等
事務局	・証明書申請、発行の説明 ・大学生活と学生便覧（緊急時の連絡方法等）
学生総合支援センター	・各種施設（学生支援センター、保健室、学生相談室）の利用について

また、各学科の教育課程に応じて、「大学生活論」（カリキュラム変更により一部学科では廃止）や「基礎演習」等の授業の中で、ボランティア活動の仕方や、図書室の

利用の仕方の説明を行っている。

入学生の基礎学力及び学修習慣の学生間の差については、長い間、課題とされてきた。本学では、プレイスメントテストをオリエンテーションの日程の中で実施している。課される科目については学科の特性によって異なるが、点数の低い学生については補講を実施している学科など、入学後の学生支援の指標として活用している。年間を通して優秀な成績を収めた学生に対しては学長による表彰を行い、学長との談話や記念品の贈呈を通して、学修意欲の向上に努めている。

学生の学習成果獲得に向けての悩み等には、各学科の実情に合わせて、「チューター制」、「クラス担任制」、「ゼミ担任制」などの体制をとって対応している。具体的には、半期ごとの GPA の値 1.5 未満の学生に対する面談指導や、オフィスアワーの設定、利用によって、在学期間を通して適切な指導や助言を行える体制を整えている。また、保健室及び学生相談室の職員と教員が適切に連携している。教職員との関係だけではなく、SA (Student Assistant) 制度を整備し、先輩から後輩への学修指導や関係性構築を通して、学生同士のサポート体制を整えている（提出-規程集 100）。しかし、令和 2 年度及び令和 3 年度は、例年よりも新入生の退学率が高い傾向にあった。要因の一つには、コロナ禍の影響で、教職員と学生間及び学生同士の接点が減ってしまい、学修意欲の維持、向上の機会が減少したことが考えられる。基礎学力や学修習慣の学生間の差など学習上の悩みを抱える学生について、資格取得に国家試験合格が伴う学科、及び養成課程として資格を付与する学科では、様々な対策を講じている。定期的な模擬試験の実施のほか、課外やオフィスアワーを利用した個別の学修指導、学修相談を実施している。

各学科のプレイスメントテスト及び学修支援の状況

	プレイスメントテスト	学修支援など
看護学科	・国語、数学、英語 習熟度別のクラス編成、リメディアル教育の必要性の検討に利用（数理リテラシー）	【リメディアル教育】 プレイスメントテストによって基礎学力の不足が見られた学生に対して、実施（数学、5 回） 【国家試験対策】 1 年次より課外で国家試験対策を実施。
ビジネスキャリア学科	・国語、数学、英語 上記のうち必修課題である「数学」に関しては、入学後に前期科目の「数理基礎 I」で解説を行い、学習成果を確実なものにしている。	【検定試験対策】 各種検定試験対策として、課外で直前強化補講を行っている。

リハビリテーション学科	・国語	【国家試験対策】 1 年次より課外で国家試験対策を実施 【学修支援室（寺子屋）】 基礎学力の不足している学生に対する支援
こども学科	・国語、数学、英語 年間の学修指導の参考に利用	【補講】 公務員試験対策の補講を実施
歯科衛生学科	・国語、数学	【学修支援】 基礎学力の不足している学生について、学科内で共有し、担任による面談を実施して、勉強の進め方などを支援する。 【国家試験対策】 1 年次より課外で国家試験対策を実施
栄養学科	・国語、数学、理科 リメディアル教育の必要性の検討に利用	【リメディアル教育】 プレイメントテストによって基礎学力の不足が見られた学生に対して、実施（数学 5 回）
観光ビジネス学科	・数学、英語 習熟度別のクラス編成に利用（数理リテラシー、英語）	【国家試験対策】 課外で国家試験対策を実施
現代英語学科	・英語	【補習】 基礎学力の不足、学修進度の早い学生に対して、教員が実施

言語聴覚学科	・国語、数学、生物、化学	【学修支援】 ある程度の基礎学力を知るために実施。基礎学力の低い学生には補講を実施し、書く能力の低い学生にはレポート作成の指導を行っている。 【国家試験対策】 1年次より課外で国家試験対策を実施
--------	--------------	---

留学生の受け入れについては、ビジネスキャリア学科、観光ビジネス学科が入試区分を設けて実施している。

学習成果の獲得状況の量的・質的データについては、アセスメント・ポリシーに定められた量的データだけでなく、学科会議や各種委員会において学生からの相談内容や実際の学生の学修の様子等の質的データを収集し、大学レベル、学科レベルで学習成果の方針を点検している。

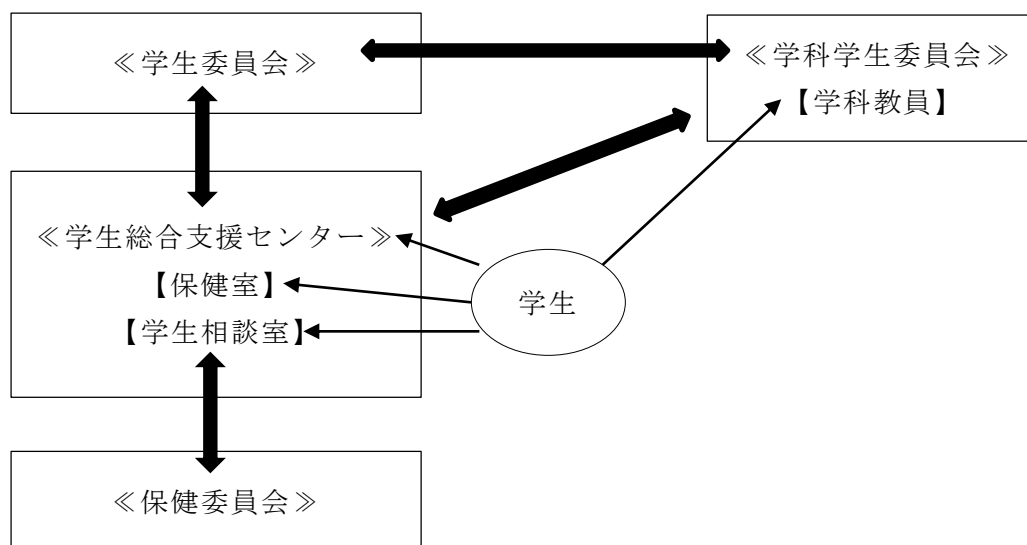
[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

本学の学生支援体制は以下の図のとおりである。



学生の学校生活全般についての支援は学科教員を中心に行われている。領域ごとの支援については、体調面については保健室、精神面については学生相談室、サークル・ボランティア活動については学生総合支援センターが担っている。学生委員会は学科ごとに設置されている学科学生委員会の委員によって構成されており、大学全体と学科間の連絡、調整役となっている。特に、全学的なイベントである「せいよう祭」（大学祭）や「スポーツ大会」を開催するに当たっては、学生委員会を中心に学生の主体性を重視した企画や運営を行い、教職員はサポート役として学生を支える体制を整えてきた。

サークル活動の支援については、学生委員会で予算の承認や活動内容の検討を行い、学生総合支援センターが窓口となって、サークルの設立や予算の執行等、実際面での支援を行っている。サークルの年間予算については、1サークル当たり20万円を目安とし、学生には予算申請の基準となる「サークル活動費申請マニュアル」（備付-24）を示して、予算編成も含めた自主的活動を促している。また、各サークル活動の責任者となる教職員（顧問）については「仙台青葉学院短期大学 学生団体顧問規程」（提出-規程集 99）を定め、責務や緊急事態の対応等を明確にしている。顧問活動に対する経費については、「仙台青葉学院短期大学 学生団体の顧問活動に伴う経費に関する細則」（備付-25）を定め、教職員が学生のサークル活動を支援する体制を整備している。結果として、これまでは1～2年程度で解散するサークルが相当数あったが、徐々に継続的なサークル活動が展開されるようになった。しかし、コロナ禍の影響によって、サークル活動は全体的に停滞気味である。令和3年度のサークル活動については、新型コロナが収まりつつあった年末を中心に、感染対策を行いながら、活動を行っていたが、オミクロン株のまん延とともに、活動が停止された。

また、大学行事についても、令和2年度同様、令和3年度もコロナ禍の影響を受けることになった。「せいよう祭」（大学祭）については、令和2年度は中止に追い込ま

れたが、令和3年度は学生有志、教員有志より、動画を募集し、16本が集まった。短大のホームページ上で10月末～11月末までの1ヵ月間公開し、Webせいよう祭を開催した。一方、全学スポーツ大会については、中止となった。大人数での集合がいまだ難しい状況にあることがその理由として挙げられた。

本学では、いずれのキャンパス周辺にもコンビニエンスストアや食料品店、飲食店があるため、食堂は設置していない。売店は五橋キャンパス、長町キャンパスに設置している。中央キャンパスには近接してコンビニエンスストア等があるため、売店は設置していない。売店については、各種アンケートや意見聴収の機会に学生のニーズを把握し、適宜整備することになっている。令和3年度は、コロナ禍による登校学生数の減少、感染症予防の観点から、売店を一時閉店とし、感染状況に照らして再開時期を判断し、学生の支援に当たった。

遠方から入学する学生のために、入学試験要項に学生寮の案内を掲載している。出願時には、入寮希望を受け付けている。また、学生寮以外で一人暮らしを希望する入学予定者に対しても、学園グループで運営する不動産会社が直接管理・運営する学生マンション及び一般の賃貸アパート等を適宜仲介・あっせんを行っている。入学後の学生については、学生総合支援センターが窓口となって支援を行っている。

各キャンパスともJR及び地下鉄の駅に近接しているため、通学バスの運行等を行っておらず、定期券割引購入のための証明書発行等によって学生の通学の支援を行っている。また、各キャンパスに駐輪場を設置し、登録制で通学のための便宜を図っている。

奨学金等、学生への経済的支援体制は、学生総合支援センターを中心に運営されている。学生総合支援センターは、日本学生支援機構奨学金（貸与）の第一種（無利子）及び第二種（有利子）、高等教育の修学支援新制度、地方自治体で実施する各種支援制度、民間育英団体、医療機関毎の奨学金について相談や申請の支援を行っている。

学生の健康管理、メンタルヘルスケアについては、各学科教員から構成される保健委員会と、保健室及び学生相談室が中心となって支援体制を構築している。保健室や学生相談室の活動内容、相談件数については、学生総合支援センターでまとめられ、運営協議会に報告される。報告内容は各学科長より学科教員に伝達される。保健室や学生相談室は、状況に応じて、個人情報保護に配慮しながら学科教員と連携を図り、学生の支援に当たっている。このような体制によって、学生の生活支援を組織的に、かつ臨機応変に行える体制を整えている。コロナ禍においても、教職員の連携によって、学生に対する「健康チェック表」の記載の義務付け、体調に異変を感じた学生への支援を行った。大学内の感染状況についての連絡、報告についても円滑な実施体制の構築に努めた。各キャンパスで感染があったものの、クラスターの発生はなかった。

学生生活に関する学生の意見や要望の聴取については、本学教育の質の向上などに反映することを目的に、平成30年度より学長カフェを継続実施している。令和2年度は、開催直前に新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、開催を中止した。令和3年度は12月6日に全学科1～3年生15名の学生の参加を得て、Zoomを用いた学長カフェを行った。学生からは、遠隔講義の動画画像及び通信状況の改善や、対面と遠隔講義のミックスの講義体制、施設設備等の課題について、意見や要望があった。そ

れらに対して対応策を記載し、全ての学生及び教職員に LMS を通じてフィードバックを行った（備付-8）。

社会人、留学生の支援については、対象となる学生数がさほど多くないこともあり、学科ごとに対応を行っている。社会人学生同士の交流会や、留学生が取得できる奨学金の紹介や相談等を実施している。

本学では「障がいのある学生に対する支援ポリシー」（提出-規程集95）及び「仙台青葉学院短期大学 障がいのある学生に対する修学支援規程」（提出-規程集94）を整備し、障がいのある学生の支援を行っている。長期履修生についても「仙台青葉学院短期大学 学則」の規定に基づき、「仙台青葉学院短期大学 長期履修学生に関する申し合わせ」（備付-26）を定めている。数は少ないが、過去にはこの制度を利用して卒業した学生もいた。

学生の社会活動の評価については、令和元年度の課題として、ボランティア活動に関する学生表彰制度の利用がないことが挙げられ、学生委員会においてサークル・課外活動の分野での表彰も含めて検討し、その結果によっては「仙台青葉学院短期大学 学生表彰に係る申し合わせ」の表彰基準の見直しも行う改善計画であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、サークル・課外活動が大幅に縮小し、検討も先送りされた。令和3年度は、「学生表彰規程 表彰の基準（3）ボランティア活動等の社会活動において、特に顕著な功績をあげた者」（提出-規程集 89）に該当する学生がいたため、規程にそって学生表彰を行った（備付-8）。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

就職支援は、各キャンパスの学生総合支援センター職員と、学科組織（就職委員会、キャリア委員会）の連携によって実施されている。学生は、学生総合支援センター内で、求人票等、様々な就職情報が得られるようになっている。令和元年度からは、就職支援システム（SEIYO Career Navi）を導入し、学生がネット上で求人票や学生総合支援センターからの諸連絡を見ることができる。令和2年度から、求人票の入力・掲示・ファイリングを担当する職員の増員や、五橋キャンパスと中央キャンパスにおける学生総合支援センター内の面談や面接スペースの増設によって、学生の就職支援の質と量を向上させている。また、新型コロナウイルス感染症をきっかけとして、遠隔での面接指導を導入し、学生の利便性向上に努めた。

資格取得については各学科で対応しているが、取得状況については事務局から情報を収集し、学生の就職指導に役立てている。また、学生総合支援センターでは、面接練習、履歴書指導、職場説明会、公務員試験の受験支援等、様々な就職試験対策を各学科の実情に合わせて実施している。

学生総合支援センターでは、全ての学生の進路先情報を記録し、学科ごとの内定率の推移や、職種別の割合等の分析・検討、学科との情報共有を行い、学生の就職支援に活用している。また、SEIYO Career Navi の活動報告や進路決定届等の機能の活用を開始し、更なるデータの蓄積を進めている。

進学、留学希望者については、学科教員と学生総合支援センターが連携を図りながら、学生への支援を行っている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によって、サークル活動は縮小、中止を余儀なくされた。全学スポーツ大会についても、令和2年度に引き続き中止となった。これらの活動再開について検討することが今後の課題である。大学祭については、初めてのオンライン開催を行った。今後は、こうした新しい試みを参考に、新たな大学祭の方法を模索することが課題である。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による遠隔授業の実施によって、教職員のICT技術の向上が見られた。その過程では、公式、非公式を含めて様々な情報交換がなされたが、このような情報交換の場の整備が必要である。ICT技術を用いた遠隔授業や学生支援を充実させるため、令和3年度実施したFD・SD活動を基に、より一層の教職員個々の能力向上を図る研修会の実施とともに、設備面の整備や人員確保が課題となる。

社会貢献活動の活性化が必要と考えている。地域連携推進委員会を設置して、課題の検討・改善に取り組んでいく。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

★学長カフェ

本学の教育の質の向上・改善に資することを目的として、複数学科・複数年次の学生と学長・副学長等による意見交換の場（通称 学長カフェ）を設けている。平成30年度より毎年1回程度実施している。

★チューター制（グループ担任制）

各学年のチューター教員が小グループの学生を担当し、科目履修や生活に適応する上での相談や助言を行い、学生の主体的な学習成果が得られるように支援する体制のこと。

★ゼミ担任制

「基礎ゼミ」など授業内での少人数クラスを単位として、担当教員が学生の学修面や生活面を支援する体制のこと。

★学年担任制

各学年に担当者数名を置き、学生の学修面や生活面を支援し、卒業までの一貫した教育を行う体制のこと。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

【前回の行動計画】

1. 学習成果と三つの方針の連続性を保ち、教育の質を維持・向上するための議論を、運営協議会を中心に継続的に行う。
2. 1の議論のもと、教育課程の検証体制を構築し、全教職員が共通認識の下に教育活動に当たる。
3. 1の議論のもと、全学的な学生サービスの充実・向上と均質化をはかる。

1. について、学習成果（五つの力）の整備を行った。その後、カリキュラムマップやシラバスにおいて学習成果を明記し、学生及び教職員に周知した。また、令和2年度には、「学修成果（五つの力）」について、大学共通の再定義が行われた。こうした作業を通して、学習成果と三つの方針の連続性を検証し、教育の質の維持・向上に努めている。

2. について、上記の検証作業のほかにも、カリキュラムツリーやナンバリング等の整備を通して、教育課程に関する全教職員の意識や共通認識の向上に努めている。

3. について、上記の教務関連事項のほか、全キャンパスに、学生総合支援センターや保健室、学生相談室を整備し、学生サービスの充実・向上と均質化を進めている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

1. 学習成果に関する質的、量的データを利用した教育課程の評価方法の確立

各学科において、学習成果に関する質的、量的データを教育課程の評価に結びつける手法について検討を行う。例えば、PROGの測定結果が整備されつつあるが、そのようなデータを各学科の教育課程の評価に結びつけていく。教養教育については、次年度以降、順次科目の変更を行っていくが、それと並行して、教養教育科目の学習成果についても評価の方法を検討する。

2. 臨地実習の代替措置としてのシミュレーション教育の充実化

新型コロナウイルス感染症は継続する可能性が高いため、臨地実習の代替措置としてのシミュレーション教育の充実を図る。ICT 技術等を利用し、実施方法だけでなく、評価の方法についても検討を行う。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

- 提出資料-規程集
2. 学校法人北杜学園 組織規程
 9. 学校法人北杜学園 稟議規程
 11. 学校法人北杜学園 文書取扱規程
 13. 学校法人北杜学園 情報公開に関する規程
 22. 仙台青葉学院短期大学 就業規則
 23. 仙台青葉学院短期大学 給与規程（教員対象）
 24. 仙台青葉学院短期大学 給与規程（職員対象）
 26. 仙台青葉学院短期大学 海外旅費規程
 27. 仙台青葉学院短期大学 育児休業に関する規程
 28. 仙台青葉学院短期大学 介護休業に関する規程
 29. 仙台青葉学院短期大学 教員の兼業及び研修日に関する取扱い規程
 30. 仙台青葉学院短期大学 専任教員等定年規程
 32. 学校法人北杜学園 経理規程
 38. 仙台青葉学院短期大学 専任教員等選考規程
 44. 仙台青葉学院短期大学 FD・SD 委員会規程
 45. 仙台青葉学院短期大学 研究倫理審査委員会規程
 58. 仙台青葉学院短期大学 研究推進・紀要委員会規程
 64. 仙台青葉学院短期大学 研究費不正防止委員会規程
 70. 仙台青葉学院短期大学 職員育成ポリシー
 71. 仙台青葉学院短期大学 教育研究費支給規程
 72. 仙台青葉学院短期大学 公的研究費取扱規程
 74. 仙台青葉学院短期大学 奨励研究費支給規程
 75. 仙台青葉学院短期大学 学長裁量研究費取扱規程
 80. 仙台青葉学院短期大学紀要 投稿要綱
- 備付資料
33. FD 活動の記録
 34. SD 活動の記録
 35. 仙台青葉学院短期大学 研究倫理ガイドライン

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

各学科・専攻の教育課程・実施の方針に基づき、教員組織を整備している。各学科・専攻の教育目標を達成し得る教員組織を編制し、また、短期大学設置基準に規定される数以上の教員を配置している。併せて、各種養成課程に規定される教員数及び要件も満たしている。

短期大学設置基準 第 23 条（教授の資格）から第 25 条（助教の資格）までに規定される教員の資格条項を「仙台青葉学院短期大学 専任教員等選考規程」（提出-規程集 38）にも規定している。本学が採用・昇任する専任教員について、真正な学位であること、教育実績、研究業績、社会活動その他の経歴等が各職位として相応であり、短期大学設置基準を満たしていることを学内の専門的見地をもって審査し、最終的なポストについては理事会において決定している。また、専任教員の業績を大学ホームページにおいて公表している。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、専任教員及び専任助手、学内兼任教員、学外の非常勤（兼任）教員を配置している。配置に際しては、教育目標の達成はもちろん、専任教員及び専任助手が教育活動、大学運営活動、そして研究活動を両立できるよう、学長・副学長・教務部長が業務負担の管理・確認を行っている。

「仙台青葉学院短期大学 専任教員等選考規程」において非常勤教員の選考についても規定し、その採用に際して、学位、研究業績、その他の経歴等について、運営協議会の議を経て学長が承認した上で採用している。

教員の配置計画は、学科ごとに教授会で、退職年齢を考慮しつつ、年齢構成・職位や担当授業科目・役割などバランスの取れた配置になるよう努めている。

看護学科では、臨地実習科目に際しては、専任教員のみならず実習指導の非常勤講師を採用し、学生が実習している間、病棟や施設において施設の指導者とともに指導を行っている。こども学科では、学生の幼稚園教諭免許状及び保育士資格に係る要件を満たすべく、保育・教職支援室を配置し、幼稚園・保育園・こども園・施設等と連携しながら実習指導を行っている。栄養学科及び歯科衛生学科では、学内の演習・実験、校外又は臨地実習の事前事後の準備等がスムーズに進むよう、助手を配置している。

国家資格取得を目標とする学科では、国家試験合格に向けて、専任教員が集団・個別指導など工夫し、正課の教育課程内外において学生の学修支援を行っている。それ

以外の学科においても、資格・検定等のサポートに力を入れており、正課の教育課程内外において学修支援を行っている。

令和3年度 教員組織（令和3年5月1日現在）

（単位；人）

学科		専任教員数					短期大学 設置基準 で定める 教員数	助手
		教授	准教授	講師	助教	計		
看護学科		6	6	11	1	24	10	0
ビジネスキャリア学科		3	3	3	0	9	4	0
リハビリ テーション 学科	理学療法学 専攻	3	1	4	4	12	6	0
	作業療法学 専攻	2	1	2	2	7	6	0
こども学科		3	2	5	1	11	8	0
歯科衛生学科		2	0	3	2	7	6	1
栄養学科		3	1	1	3	8	5	3
観光ビジネス学科		2	0	2	1	5	4	0
現代英語学科		2	1	2	0	5	5	0
言語聴覚学科※ (令和3年度開設)		2	0	1	2	5	6	0
全体の入学定員に応じて 定める専任教員数							7	-
合計		26	15	33	14	93	67	4

※言語聴覚学科の教員組織は計画的な段階整備を行っており、令和4年度から助教1人を加えた6人体制

「仙台青葉学院短期大学 専任教員等選考規程」に基づき、専任教員の採用・昇任に係る業績について学科教授会及び運営協議会にて審議を行い、それを踏まえ学長が理事会に意見を提出し、採用・昇任を決定している。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

(10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

本学では、「仙台青葉学院短期大学 研究推進・紀要委員会規程」（提出-規程集 58）を定め、専任教員の研究活動（論文発表、学会活動等）を支援している。この規程に基づき、研究成果を発表する機会の一つとして、年 2 回「仙台青葉学院短期大学 研究紀要 青葉 Seiyō」を発行している。令和 2 年度（第 11 巻第 2 号）からは投稿要綱（提出-規程集 80）が一層整備されて、紀要に掲載される研究成果の外形的な基準が明確になっている。

「仙台青葉学院短期大学 研究倫理審査委員会規程」（提出-規程集 45）を定め、学長又は副学長を委員長として充て、研究倫理の確保、審査体制を定めている。令和 3 年度は学長が同委員会の委員長に就任した。令和 3 年 5 月には同委員会より、第 2 条（組織）、第 5 条（委員会の開催）等について改正案が提出され、令和 3 年 6 月から新たに施行されている。令和 3 年度において研究倫理審査委員会は 13 回開催された。また、同委員会では研究倫理ガイドラインを策定し、個人情報保護、研究活動における不正行為防止、研究費の不正使用防止等について定めている。研究倫理ガイドラインも令和 3 年 5 月に委員会より改正案が提出され、令和 3 年 6 月から施行されている（備付-35）。

研究費については、「仙台青葉学院短期大学 研究費不正防止委員会規程」（提出-規程集 64）にて不正使用防止の組織を定め、「仙台青葉学院短期大学 教育研究費支給規程」（提出-規程集 71）及び「仙台青葉学院短期大学 公的研究費取扱規程」（提出-規程集 72）、「仙台青葉学院短期大学 奨励研究費支給規程」（提出-規程集 74）、「仙台青葉学院短期大学 学長裁量研究費取扱規程」（提出-規程集 75）において、大学内外の研究費の適切な支給、取扱いを定めている。これらの規程によって、専任教員は研究経費、学会等の旅費、その他の研究活動に必要な経費の使用、管理を行っている。事務局職員は、研究費の使用、管理について定期的に確認している。

専任教員は、これらの機会を利用しながら、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果を上げており、各専任教員の研究活動の状況については、本学ホームページにおいて公開している。令和 3 年度において、新規に採択された科学研究費助成事業は研究代表者として 2 件、研究分担者として 1 件であった。また、令和 3 年度に公募が行われた科学研究費助成事業への申請件数は 15 件と、開学以降、最多の申請数であった。科学研究費助成事業以外の外部研究費については、他大学等の研究者との共同研究として採択されている実績もあり、専任教員の外部資金獲得への意識が年々向上していることがうかがえる。

専任教員による外部研究資金の獲得状況

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
科学研究費助成事業（研究代表者）	0件	1件	2件
科学研究費助成事業（研究分担者）	1件	2件	1件
その他の外部資金	3件	3件	3件

また、「仙台青葉学院短期大学 奨励研究費支給規程」により、新規採択課題の他、不採択の場合でも開示された審査結果が「A」又は「B」の場合には、引き続き直近の申請に向けての準備に充てることのできるよう研究費を支給し、専任教員の科学研究費助成事業への申請を奨励、支援している。

奨励研究費支給実績

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
採択奨励研究費	1件	1件	2件
再申請奨励研究費	0件	1件	3件

さらに、専任教員に支給している教育研究費の他、「仙台青葉学院短期大学 学長裁量研究費取扱規程」により、学長の裁量で、本学の教育改善の推進に寄与する研究、学術の進歩発展及び本学の教育・研究の向上に寄与する研究に対して支援を行っている。

学長裁量研究費 採択実績

令和元年度	令和2年度	令和3年度
9件	14件	8件

専任教員の研究環境として、研究室を個室又は共同研究室として整備している。また、「仙台青葉学院短期大学 教員の兼業及び研修日に関する取扱い規程」（提出-規程集 29）に基づいて、専任教員は年間 30 日の兼業・研修日を申請することができる。しかし、授業時間以外の学内委員会活動、学生指導等にかかる時間も多く、研究活動の時間確保が難しい状況も散見される。

「仙台青葉学院短期大学 海外旅費規程」（提出-規程集 26）を定め、教職員の海外出張に関する旅費について定めている。また、令和2～3年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、海外で開催される学会に赴くことはできなかった（オンライン開催除く。）が、発表者については予算に計上し承認されれば、学科予算により海外で学会発表を行うことが可能としている。

FDについては、「仙台青葉学院短期大学 FD・SD 委員会規程」（提出-規程集 44）に基づき、委員会を組織し、活動を推進している。委員会の活動内容は、規程第6条に以下のとおり定めている。

「仙台青葉学院短期大学 FD・SD 委員会規程」

第6条 委員会は、学長から委員会に諮問された次の各号に掲げる事項を審議し、そのうち重要事項については、運営協議会へ上申するものとする

- (1) FD・SD 全体企画及び実施計画の立案、実施に関する事項
- (2) FD・SD 活動に関する評価に関する事項
- (3) FD・SD に係る情報収集及び提供に関する事項
- (4) FD・SD 活動に関する制作物の刊行に関する事項
- (5) 学生授業評価アンケートに関する事項
- (6) その他 FD・SD 活動に関する事項

FD・SD 委員会では、例年「学生による授業改善アンケート」を半期ごとに実施している。アンケートの集計結果は、各学科長より科目担当者に周知され、図書館でも閲覧可能となっている（非常勤講師は事務局より結果を周知）。科目担当者は結果を受けて、次年度の授業の改善方法について記載し、各学科長を介して委員会に提出している。しかし令和2年度から LMS 上での回答によって便利になった反面、回収率の低下が見られている。

なお、令和3年度は、令和2年度の授業改善アンケートの結果から「遠隔授業」に対する学生の自由記述コメントを抜き出し、テキスト分析ソフトを用いて質的に評価した。そして、その結果を使った全学 FD 研修会（ワークショップ）を企画していたが、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株の急拡大により、延期せざるを得ない状況になった。

令和3年度、FD・SD 委員会にて主催した全学 SD 研修会は、外部から講師を招き、「コロナ禍における学生への対応」というテーマで実施した。また、各委員会、学科ごとに FD 研修会を実施している。FD・SD 委員会では、研修会の実施状況や出席者等のデータを収集し、保管している（備付-33、備付-34）。

各学科会議には、専任教員と担当事務職員が参加し、学生の学習成果の獲得に向けて連携を図っている。また、全学委員会は専任教員を中心として組織されているが、委員会の特性に従って、事務局職員が委員や陪席などの立場で参加している。

令和3年度 全学委員会における事務職員の構成

委員会	事務局	学長室
入試広報委員会	【委員】 事務局長 運営管理センター長 【陪席】 事務職員	室長
教務委員会	【委員・陪席】 事務職員	-
学生委員会	【委員】 学生総合支援センター長	-
自己点検・評価委員会	【委員】 事務局長 【陪席】 事務職員	室長
保健委員会	【委員】 学生総合支援センター職員	-

FD・SD委員会	【委員・陪席】事務職員	-
ハラスメント委員会	【委員】事務職員	-
図書委員会	【委員】図書館司書	-
研究推進・紀要委員会	【陪席・庶務】図書館司書	-
研究倫理審査委員会	【庶務】事務職員	-
教職課程委員会	【委員】事務局長 【陪席】事務職員	-

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

短大事務局における責任体制は、「学校法人北杜学園 組織規程」（提出-規程集 2）で、事務局の基本的な職制や職務について定めている。短大事務局は、事務局長を最高責任者として、五橋キャンパスに全学運営に関わる運営管理センターを、キャンパスごとに学生総合支援センター、キャンパス事務を設置し、職員を配置している。

本学では、「仙台青葉学院短期大学 職員育成ポリシー」（提出-規程集 70）を定めており、OJT を基本としながら、各種研修やジョブローテーション等により、職員の能力開発を支援し、適性を発揮できる環境整備に努めている。また、SDの実施により、業務の高度化に対応した職員の専門性の向上に努めている。例年、全学 SD 研修を実施し、外部講師による講演やワークショップ等を通じて職員の資質向上に努めているほか、宮城県地区私立大学教務事務研究協議会や山形大学の FD ネットワークつばさなど外部のシンポジウム等に職員が参加し、得られた知見や情報を教育研究活動の支援や学生支援に生かしている。保健室や学生相談室、図書館については、専門の資格を有した職員が配置されている。このようにして、事務職員全体として職務に必要な専門的職能を有している体制が整備されている。

令和3年度はコロナ禍により、全学 SD 研修は、オンライン形式（一部対面）と、オンデマンド形式の併用型で実施し、外部研修等は、オンラインによるセミナー等への参加を奨励した。これには、業務による参加可能人数の調整や業務時間内に限定されずに受講できるメリットもあった。

事務関係規程は、「学校法人北杜学園 稟議規程」（提出-規程集 9）や「学校法人北杜学園 文書取扱規程」（提出-規程集 11）、「学校法人北杜学園 経理規程」（提出-規程集 32）、「学校法人北杜学園 情報公開に関する規程」（提出-規程集 13）等があり、これらによって業務の適正と円滑な処理が図られている。

各キャンパスには、事務室、情報機器、備品等を配備し、職員には一人1台パソコンを割り当てている。各パソコンからネット上の共有フォルダにアクセスできるようになっており、教員や他の事務局職員と情報を共有できるようになっている。

各部門では、随時のミーティング等で、職員の提案を生かしながら業務改善を図っており、必要に応じて関係部門とも共有している。令和3年度は、中央キャンパスにおいて、新設学科に対応した業務分担の見直しを行った。また、各キャンパスにおいて、新型コロナウイルス感染予防のため、事務職員の勤務を隔日2交代制にし、リモートによる在宅勤務を導入した。その結果、業務の引継ぎや遠隔での指示等難しい課題があったが、これまで経験のない試みや工夫をして新入生及び進級生への対応を行った。これらの経験を通して随時業務の見直しを行っている。

事務職員に関する教員及び関係部署との連携は、教務部長と3キャンパス長との定期的な会議を実施し、教務事務の均質化を図る等、部署間の連携を図っているほか、基準Ⅲ-A-2でも述べたように、事務職員が各学科の委員会に出席することで、教員との情報共有、連携を図り、学生の学習成果の獲得向上に努めている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

「仙台青葉学院短期大学 就業規則」（提出-規程集 22）、「仙台青葉学院短期大学 専任教員等定年規程」（提出-規程集 30）、「仙台青葉学院短期大学 給与規程（教員対象）」（提出-規程集 23）、「仙台青葉学院短期大学 給与規程（職員対象）」（提出-規程集 24）、「仙台青葉学院短期大学 育児休業に関する規程」（提出-規程集 27）、「仙台青葉学院短期大学 介護休業に関する規程」（提出-規程集 28）等を整備している。これらの諸規程は、共有フォルダ内に保存されており、閲覧できるようになっている。改正があった場合は、速やかに加除し、メール等で周知が図られている。また、新任教職員には、着任時の説明会で諸規程について説明を行っている。

教職員の人事・労務管理は、法人本部と連携し、関係法令を遵守し、学園及び本学の諸規程に基づいて適正に行っている。出張申請、休暇届等の管理は、書類提出や勤怠管理システムによって適切に行われている。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

研究室については、新たな校舎増設（令和5年度から使用予定）を計画しており、そのような環境整備の中で順次改善していく。令和2年度から始めた授業改善アンケートのオンライン上での回収について、改善は見られるものの、いまだ回収率が低い科目も見られるため、対策を講じていく必要がある。

新型コロナウイルス感染症など非常時に対応した勤務体制や在宅勤務の在り方について、引き続き大学と法人本部が連携して環境整備を図る。また、情報システム関係の専門的部署について、大学と法人本部が連携して検討していく必要がある。

組織基盤の整備のため、分掌の整理や専決代決等の規程整備を視野に、意思形成過程等の共通理解に努めるほか、職員の提案を生かした業務プロセスの不断の見直しなど業務改善を進める。また、新型コロナウイルス感染の状況を勘案しながら、SDの計画的な実施など職員育成ポリシーに基づく職員の能力開発や自主的な取組みを支援し、専門性の向上と幅広い分野に精通した職員の育成を進めていく。

学園の諸規程を踏まえ、事象ごとに想定される危機管理対応について、検討を進める。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

特になし

〔テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源〕

＜根拠資料＞

- 提出資料-規程集
- 14. 学校法人北杜学園 個人情報保護規程
 - 15. 学校法人北杜学園 情報セキュリティポリシー
 - 19. 学校法人北杜学園 防災管理規則
 - 32. 学校法人北杜学園 経理規程
 - 34. 学校法人北杜学園 固定資産及び物品管理規程
 - 105. 仙台青葉学院短期大学 施設管理規程
- 備付資料
- 36. 校地、校舎に関する図面
 - 37. 図書館の概要

〔区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。

- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

令和3年度における本学全体の校地面積は21,670㎡であり、短期大学設置基準の規定（18,400㎡）を充足し、適切な面積の運動場（2,874㎡）を有している。また、本学全体の校舎面積（基準内）は24,926㎡であり、短期大学設置基準の規定（14,350㎡）を充足している（備付-36）。

3キャンパス内には、バリアフリースイレを整備している。令和3年度に障がいを持つ学生が在籍するキャンパスの意見をもとに、令和4年度の予算編成に際して、2キャンパスより、バリアフリースイレの扉を手動から自動に改める工事について計上している。スロープ、点字ブロック、手摺り等も必要な場所に整備している。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を整備し、向上を図っている。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対応として、定期的な換気、消毒液の常時整備、清掃担当者による消毒作業の実施等にも努めた。また、令和3年度は、中央キャンパス内において、歯科衛生学科の新演習室設置工事を行い、必要な備品を整備した。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として、ソーシャル・ディスタンスを保持した施設運用の在り方の確立や施設の換気能力についての前年度の課題も受け、令和3年度に本学の新校舎の建築計画が策定され、令和4年度中の完成を目指し、課題を解決し得る計画を進めている。

なお、令和4年3月の福島県沖地震（M7.3）により各キャンパスで施設・設備・図書等に被害があった。中でも、長町キャンパスと中央キャンパスの一部施設・設備に大きな被害があり、迅速な復旧に努めたが、令和4年度まで繰り越すこととなった。

令和3年度 施設・設備等

校地等	区分		基準面積	本学専用	本学園他の設置校との共用	本学園他の設置校専用	計
	校舎敷地面積		—	7,160 m ²	10,323 m ²	1,312 m ²	18,796 m ²
	運動場用地		—	0 m ²	2,874 m ²	0 m ²	2,874 m ²
	校地面積計		18,400 m ²	7,160 m ²	13,197 m ²	1,312 m ²	21,670 m ²
	その他		—	0 m ²	156 m ²	0 m ²	156 m ²
校舎等	区分		基準面積	本学専用	本学園他の設置校との共用	本学園他の設置校専用	計
	校舎面積計		14,350 m ²	24,926 m ²	0 m ²	0 m ²	24,926 m ²
	教員研究室	学科・専攻等の名称		室数			
		五橋キャンパス		33		室	
		長町キャンパス		17		室	
		中央キャンパス		20		室	
	教室等施設	区分	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設
		五橋キャンパス教室等施設	10 室	17 室	3 室	2 室	2 室
		長町キャンパス教室等施設	10 室	0 室	10 室	1 室	0 室
		中央キャンパス教室等施設	19 室	3 室	10 室	2 室	1 室
	体育館		面積				
			1,542 m ²				

※面積は小数点以下切り捨て。

※教員研究室数は複数使用の場合も1室とする。

授業に必要な機器・備品については、学科教員とキャンパス事務職員が連携し、毎年度の予算を立て、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、計画的に整備している。

各キャンパスに適切な面積の図書館を置き、蔵書のほか、閲覧席、書架、パソコン等必要な設備を整備し、専任の司書を配置し、レファレンスサービスを行っている(備付-37)。

令和3年度 各キャンパス図書館の面積、所蔵数等（令和4年3月31日現在）

	面積 (㎡)	閲覧 座席数	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種		視聴覚 資料 点	短期大学 全体での 共用分： 電子書籍 1,593 冊
					電子ジャーナル 〔うち外国書〕		
五橋	214	68	16,001 〔1,021〕	53 〔2〕	0	504	
長町	194	49	6,264 〔26〕	22 〔2〕	1 〔1〕	249	
中央	145	42	11,104 〔972〕	57 〔10〕	1 〔0〕	211	
計	-	-	33,369 〔2,019〕	132 〔14〕	2 〔1〕	964	

体育館については、適切な面積（1,542 ㎡）を有した施設を有し、教育課程内外で活用している。体育館への往復には、学園バスを運行し、教育課程内の利用の際には、移動時間を考慮して、授業時間の確保に努めている。

令和2年度に続き新型コロナウイルス感染症対策として、教室等以外の場所で行うメディアを活用した遠隔授業を対面授業とのミックスにより実施している。学生には、受講に使用するタブレットパソコンについて推奨機種の手引、Office365 の利用料補助等、学生の ICT 環境の整備や向上に努めている。学内の Wi-Fi 速度も改善を行い、学生たちは、各キャンパスのラウンジやゼミ室等でタブレットパソコンにより授業を受けたり課題に取り組んだりできる環境を整えている。

〔区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

固定資産、消耗品等の管理については、学園で「学校法人北杜学園 経理規程」、「学校法人北杜学園 固定資産及び物品管理規程」（提出-規程集 34）等の財務諸規程を整備しており、施設設備、物品については、これらの諸規程や「仙台青葉学院短期大学 施設管理規程」（提出-規程集 105）等の関係規程に基づいて、適正に維持管理している。これらの規程に従い、施設の安全確保のための法定点検や、資産管理のための備品照合を行っている。

火災、地震等の防災対策については、学園で「学校法人北杜学園 防災管理規則」（提出-規程集 19）を整備している。これらの規則等に基づいて、予防管理組織や自衛消防組織を整備している。毎年各キャンパスにおいて、教員と学生が参加して防

災・消防訓練を実施し、定期的な点検を行っている。令和3年度は、コロナ禍のため、防災・消防訓練は、自衛消防組織の要員訓練として、発災時の初動対応に限定し、初期消火や通報連絡訓練を行った。また、中央キャンパスでは、別途車椅子利用者の避難訓練を行った。

コンピュータシステムのセキュリティ対策については、「学校法人北杜学園 情報セキュリティポリシー」（提出-規程集 15）や「学校法人北杜学園 個人情報保護規程」（提出-規程集 14）に基づき、セキュリティ対策を講じている。災害時等、学生に対する緊急の連絡事項が発生した場合には、事務局から学生に LMS や一斉メールを配信する体制が整備されている。

省エネルギー、省資源対策等として、学内の照明や温度調整、会議の紙資料の削減、3R 等に努めている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

新型コロナウイルスの感染対策として、引き続きソーシャル・ディスタンスを保持した施設の運用や換気能力の向上等に努める。省エネルギーを進めるため、設備の更新について、法人本部と連携して計画的に整備を図る。現在は固定資産を、Excel を用いた台帳にて管理しているが、今後は、本学全体でデータベース化した管理システムの構築について、法人本部と連携して検討していく。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

備付資料 40. 授業形態に関するアンケート結果

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。

- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

本学では、各学科・専攻の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。本学は看護師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、幼稚園教諭、保育士、栄養士という多様な養成課程を有しているが、各学科・専攻の教育目標を達成し得る実習室、演習室、各種設備を配置している。また、それらの施設や設備は順次見直しを行い、学修環境の維持、向上に努めている。

情報技術の向上については、新入生オリエンテーションにおいて、学生は大学で使用する各種インターネットツールの登録方法や使用法、使用上の注意等を学んでいる。授業科目において、学生は、全学共通教養科目として配置する「情報処理」において、基本的なコンピュータの操作、Word、Excel、PowerPoint 等の基本ソフトの使い方を学んでいる。また、論文の作成方法等、より専門的な情報技術については、「基礎演習」等のゼミ形式の授業において、教員が指導を行っている。令和3年度からは、入学生が保有するタブレットパソコンの使い方について、教職員が相談に乗っている。教職員に対しては、令和2年度に引き続き、ICT キャンパス推進プロジェクトを学内に置き、各学科教員の情報技術の向上や、各学科のニーズの収集等に努めている。さらに、教職員の ICT 関連のトラブル相談のために、学園グループのシステム会社に、ヘルプデスクの役割を委託している。

パソコン教室のパソコンの更新、講義室のプロジェクターやモニターの新設、更新、出席管理用タブレットの更新等を ICT キャンパス推進プロジェクトが中心となって推進し、事務局で予算計上して計画的に維持整備している。

また、新型コロナウイルス感染状況を踏まえて、学生を対象に、対面授業と遠隔授業の最適な組み合わせ（ベストミックス）について検討するためのアンケート調査（備付-40）を行い、技術的資源と設備の維持、整備に努めている。長町キャンパスについては、学科の要望により、パソコン教室（0A ルーム）を廃止し、各学生のタブレットパソコンを用いた情報処理の授業に移行した。

かねてより本学教職員には一人1台以上のパソコンが貸与され授業や学校運営に活用しているが、それに加えて、教育課程編成・実施の方針に基づき、ゼミ単位でタブレットパソコンを保有し活用したいという希望も増えてきている。計画的に予算に計上し、整備を進めている。

学生の学修支援のために、各キャンパス校舎内に広く Wi-Fi 環境を整備している。学生は、各自のタブレットパソコンやスマートフォンから Wi-Fi 接続により、本学の LMS にアクセスして掲示板の情報や授業教材、課題等を確認したり、レポート課題を提出したりすることができる。また、本学が整備する電子書籍にアクセスしダウンロードすることもできる。

令和2年度のコロナ禍の中、専任教員のほぼ全員が ICT 授業に対応可能となった。LMS、Teams、Zoom などの ICT 環境を学科や個々の教員の事情に合わせて活用し、大

学内や学科内での情報共有も進められた。遠隔授業だけでなく、対面授業における ICT 環境の活用など、広範囲に新しい技術の活用が見られる。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

新型コロナウイルス感染症の影響によって、オンラインによる授業や会議、タブレットパソコンの保有・活用の増加等、ICT 化が進んだ。今後は、数年来継続している ICT キャンパス推進プロジェクトについて、人的配置を行い、活動の更なる推進が望まれる。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

★ICT キャンパス推進プロジェクト

平成 28 年度に学長より、「情報環境のなかで育った学生の学修効果を高めるためには ICT の導入は避けては通れない。今後全学的な取組みに繋げるために、まずはハード面が整っている長町キャンパス（リハビリテーション学科）を ICT モデルキャンパスとして指定する。」とされた。その後、平成 30 年度の本学重点目標に、「リハビリテーション学科の ICT 活用の学習成果の検証を行う。」ことが盛り込まれた。それらを受け、平成 30 年度に副学長より、「仙台青葉学院短期大学 ICT キャンパス推進プロジェクト」の構想が示され、プロジェクトメンバーも全学及び法人本部より選出され、年度毎の課題の確認及び活動は現在に至っている。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

＜根拠資料＞

提出資料 25. 令和 4 年度 事業計画書

提出資料-規程集 33. 学校法人北杜学園 資産運用規程

備付資料 3. 令和 3 年度 仙台青葉学院短期大学重点目標

41. 受配者指定寄付金制度のご案内（法人の皆様へ）

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。

② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。

③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。

④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。

⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。

⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。

- ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

本学及び法人全体の令和元年度～令和3年度の経常収支差額及び基本金組入前当年度収支差額は下表のとおりである。本学及び法人全体において、経常収支差額、基本金組入前当年度収支差額ともに過去3年間（令和元年度～令和3年度）にわたり、黒字を維持している。本学及び法人全体が健全な経営状況を維持できているのは、本学を含めた学園設置校の学生募集の状況が堅調に推移していることが、最大の要因である。また、教育研究の充実を図るべく、中期経営計画や毎年度の事業計画及び予算に基づき、第1号基本金及び第2号基本金を中心として計画的に組み入れている。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
短期大学	経常収支差額	585,762	682,365	592,972
	基本金組入前当年度収支差額	580,076	675,800	589,633
法人全体	経常収支差額	441,206	759,499	767,983
	基本金組入前当年度収支差額	481,704	743,924	878,379

（単位；千円）

法人全体の令和元年度～令和3年度の総資産、純資産、流動資産、流動負債は下表のとおりである。純資産を総資産で除した純資産率は過去3年間（令和元年度～令和3年度）において、93.1%、93.2%、93.6%と良好な数値で推移しており、法人経営の安全度は高いレベルにあると判断される。また、流動資産を流動負債で除した流動比

率は過去3年間（令和元年度～令和3年度）において、426%、377%、434%となっており、法人の短期的な支払能力も十分に担保されている。これらの指標から、法人全体の財政状態は良好であると言え、本学の存続が可能な財政基盤が構築・維持されている。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総資産	22,180	22,963	23,794
純資産	20,671	21,415	22,293
流動資産	5,384	4,778	5,187
流動負債	1,262	1,267	1,194

（単位；百万円）

本学の退職給与引当金については、退職金の期末要支給額の100%を計上している。

学園の資産運用は、「学校法人北杜学園 資産運用規程」（提出-規程集 33）に基づき、流動性と安全性の確保を基本方針として実施している。

令和元年度から令和3年度までの本学の経常収入に占める教育研究経費の割合は、令和元年度 25.0%、令和2年度 26.7%、令和3年度 29.0%となっている。

本学の教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金は、各学科や図書委員会等の計画を受けた予算案を理事会において承認し、適切に配分している。

また、毎年度公認会計士による監査を受けているが、意見を受けた時は理事、監事、関係部門にて共有して適切に対応する体制を整えている。これまでに大きな指摘を受けたことはない。

学園ホームページ（備付-41）において、受配者指定寄付金制度について紹介し、募集している。例年、関連法人からの寄付を中心として、受配者指定寄付を受け、本学園の運営に有効に活用している。現在学校債は発行していない。

本学の令和元年度から令和3年度までの定員充足率は下表のとおりである。入学定員充足率及び収容定員充足率は、一部の学科で充足率が100%を下回っている。長引く新型コロナウイルス感染症により海外研修や就職先等について大きな影響を受けた観光ビジネス学科及び現代英語学科の学生募集について厳しい状況が続いているが、学生募集の更なる強化を図り、全学科において安定した充足率を目指す。また、学科間の定員の振替えなどを行い、適正な定員管理を行う。

入学定員充足率の推移

	令和元年度	令和２年度	令和３年度
看護学科	101%	101%	102%
ビジネスキャリア学科	97%	110%	115%
リハビリテーション学科	79%	93%	82%
こども学科	109%	100%	102%
歯科衛生学科	108%	98%	110%
栄養学科	111%	107%	101%
観光ビジネス学科	120%	81%	81%
現代英語学科	70%	100%	65%
言語聴覚学科 (令和３年度開設)	－	－	112%
短期大学全体	99%	99%	98%

※小数点以下第１位切り捨て

収容定員充足率の推移

	令和元年度	令和２年度	令和３年度
看護学科	103%	98%	98%
ビジネスキャリア学科	99%	102%	111%
リハビリテーション学科	76%	84%	85%
こども学科	106%	104%	100%
歯科衛生学科	87%	97%	101%
栄養学科	109%	112%	104%
観光ビジネス学科	100%	97%	80%
現代英語学科	70%	83%	82%
言語聴覚学科 (令和３年度開設)	－	－	112%
短期大学全体	94%	97%	96%

※小数点以下第１位切り捨て

大学全体の収容定員充足率は、令和元年度は 94%、令和２年度は 97%、令和３年度は 96%である。前掲の短期大学部門の経常収支差額及び基本金組入前当年度収支差額を見ても、収容定員充足率に相応した健全な財務体質を維持していると考ええる。

学校法人北杜学園が令和２年度に策定した中期経営計画（令和２年度～令和８年度）に基づき、毎年度事業計画及び予算案が策定される。事業計画及び予算案の策定に際しては、本学を含む法人内各校の意向を 12 月に集約し、1 月に各校内の調整を図った後法人本部に提出される。2 月に法人本部と各校間で調整が図られた後、学園全体の事業計画及び予算案として取りまとめられ、3 月に評議員会及び理事会に提出され、決定される。決定した事業計画及び予算は、法人本部から各校へ速やかに周知される。承認された予算は、あらかじめ定められた執行手続きに基づき、適正に執行している。新型コロナウイルス感染症への対応等、予測し難く予算計上外の事項については、事

項発生時に稟議書を作成し、承認を経て執行することとなる。

日常的な出納業務は事務局各部門において円滑に実施され、法人本部総務部経理部長を経て理事長に報告される。定期的に経理部長による実査、内部監査室による業務監査を実施し、業務遂行の適切性について点検を行っている。

資産及び有価証券を含む資金の管理と運用は、「学校法人北杜学園 資産運用規程」に基づき、流動性と安全性の確保を基本方針として行われている。資産等の管理台帳、資金出納簿等、適切な会計処理を行っている。毎年度公認会計士による監査を受け、それらの安全性及び適切性について意見を受けている。

法人本部経理担当者は、試算表等を適時に作成し、会計責任者である法人本部長を経て、理事長に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

本学は、昭和 56 年の法人設立時から学園理念として掲げている「地域社会に貢献する専門職業人の育成」を実践する短期大学として、平成 21 年の開学以来今日まで運営してきた。新型コロナウイルス感染症によりエッセンシャルワーカーの重要性が再認識される中、本学が担っていく教育の将来像も改めて明確となった。

本学の強みは高い就職率、とりわけ学んだ専門分野への就職率の高さであると考え

る。令和元年度から令和3年度までの本学の就職率は99.8%、99.7%、99.8%と高い率を維持し、就職力が高い短期大学というブランドが定着している。また、国家試験合格率及び資格・検定取得率を堅持している学科、またその獲得のための手厚い支援体制を行っている学科については、志願者数も堅調に推移している。更なる志願者数の増加を図るべく、教育課程、教育体制、学生への支援体制、入試方法等について点検を行い、本学の弱みを理解し、強みを高めていく。

職業別就職者数（令和3年度卒業生）

看護学科

看護師	その他	就職者計
79 人	1 人	80 人
98.8%	1.2%	

リハビリテーション学科 理学療法学専攻

理学療法士	その他	就職者計
56 人	7 人	63 人
88.9%	11.1%	

リハビリテーション学科 作業療法学専攻

作業療法士	その他	就職者計
9 人	2 人	11 人
81.8%	18.2%	

歯科衛生学科

歯科衛生士	その他	就職者計
67 人	0 人	67 人
100.0%	0.0%	

こども学科

保育士・幼稚園教諭 （こども園含む）	その他	就職者計
90 人	2 人	92 人
97.8%	2.2%	

栄養学科

栄養士	その他	就職者計
63 人	15 人	78 人
80.8%	19.2%	

ビジネスキャリア学科

事務	販売	サービス職業	その他	就職者計
70 人	40 人	8 人	3 人	121 人
57.9%	33.1%	6.6%	2.4%	

観光ビジネス学科

事務	販売	サービス職業	その他	就職者計
6 人	20 人	23 人	6 人	55 人
10.9%	36.4%	41.8%	10.9%	

現代英語学科

事務	販売	サービス職業	その他	就職者計
4 人	10 人	6 人	7 人	27 人
14.8%	37.0%	22.2%	26.0%	

※就職対象外（大学編入進学者等）除く。

学園及び短期大学経営の持続性を担保するために、法人全体で健全な財政状態を維持することが必要となるが、学園では、私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」を重要指標の一つとして活用している。令和3年度決算データに基づく、最も高い評価である A1 に区分される。この状態を恒常的に維持するためには、適切な学生募集、学生納付金、人事計画及び施設設備計画が重要になると考える。

毎年度、理事会より学園目標が提示され、入学定員充足等の数値目標が示されている（提出-25）。この目標を達成すべく、教職員一丸となって、学生募集活動に取り組んでいる。特に、オープンキャンパスが重要な学生募集活動であると考え、参加者の中からできる限り多くの方に出願してもらえよう、本学の魅力や強みを十分に伝えることができる内容や方法を法人本部及び短期大学が連携、検討し、実施している。

学生納付金については、経常収入の大部分を占める項目であることから、毎年、社会環境や競争環境等を踏まえ、随時検討している。東北地方は全国平均に比して所得水準が低い地域であることを踏まえ、学科運営に係る経費とのバランスを見ながら、できる限り家計負担が重くならないような学生納付金の設定を検討している。

少子化による学生納付金収入の減少リスクに備え、収益源の多様化が重要であると考え、寄付金及び補助金の獲得を図っている。寄付金については、学園ホームページ等で寄付金を募り、受配者指定寄付金制度について紹介し、関連法人を中心に毎年度寄付金を受けている。補助金については、獲得に向けた情報収集や組織体制の整備について一層の強化を図っていききたい。

人事計画については、適正な人件費依存率を維持することを基本方針とし、教職員の採用・昇任、昇給・賞与、人事評価制度を運用している。教員の人事評価制度については、昇給や賞与といった待遇に反映させるだけでなく、評価結果を個々の教員に適切にフィードバックし、人材育成にも資するような制度運用を行っている。

施設設備の維持・更新については、優先順位を付け、計画的に予算化し、実施している。令和3年度は、中央キャンパスにおいて歯科衛生学科の第2演習室を新設した。また、令和2年度に本学新校舎の建設計画を策定し、令和4年度中の完成に向けて準備を進めている。

なお、令和4年3月の福島県沖地震（M7.3）により各キャンパスで施設・設備・図書等に被害があった。中でも、長町キャンパスと中央キャンパスの一部施設・設備に大きな被害があり、迅速な復旧に努めたが、令和4年度まで繰り越すこととなった。

外部資金の獲得については、経常費補助金の特別補助の獲得を中長期的な観点から準備を進めている。特別補助の要件と本学の教育理念及び教育改革が一致する方向性を模索しながら、学長のリーダーシップのもと教職員一丸となって獲得に努める。科学研究費助成事業の新規獲得状況は、研究分担者としての採択も含め、令和元年度1件、令和2年度3件、令和3年度3件と増加傾向にある。

本学は令和3年度より9学科となったが、いずれの学科も適切な定員管理が行われている。学生納付金を始めとする収入と人件費や施設設備費等の経費とのバランスは適切である。

法人決算については、本学ホームページに掲載し、学園内外に幅広く公開している。また、法人経営の重要事項については、本学運営協議会で情報を提供している。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

本学の存続を可能にし、かつ、教育研究に対する適切な資源配分を継続させるためには、何よりも財政基盤の安定が肝要である。今後も引き続き、学生募集の強化を図り安定した学生納付金収入を確保し、また、適正な経常収支差額を生み出すことにより、健全な財政基盤の維持に努めることが課題である。

現在の良好な財政状態を維持するためにも、本学の強みである高い就職力を維持・強化し、また、国家試験等の合格率の全国平均以上を目指し、安定して定員を充足することが必要である。

また、収益源の多様化や人件費依存率の安定化に向けた取組みを今後も実施していく。特に、補助金の獲得状況について、なお改善すべき余地が残っていると思われるので、獲得できるよう一層努力していきたい。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

1. 教員組織の機動力向上、また教員の業務効率化を目指し、全学委員会を再編する。
各学科から原則1名以上を委員とする構成から、各キャンパスから1名以上を委員

とする構成に再編を試みる。組織改編について平成 27 年 2 月に機関決定を行い、同 3 月には規程を改正し、同 4 月から新体制による委員会の運営を開始する。

2. 事務組織の最適化と業務効率化を図るべく、入試広報及び教務システムについて、平成 26 年度において担当者打合せを開始し、平成 27 年度から導入する。
3. 大学教育改革及び大学事務の高度化に対応し、教員の教育・研究活動を促進すべく、平成 26 年度に改編された FD・SD 委員会が中心となり、教職協働による FD・SD 活動について平成 27 年度計画を策定する。
4. 施設設備の整備拡充については、平成 27 年度には五橋キャンパスの講義室拡張、長町キャンパスの学生ラウンジ新設を図る。加えて、平成 27 年度中には長町キャンパスの校地拡張に努め、平成 28 年度には同キャンパスに施設を整備すべく、キャンパス内のニーズ調査を行う。
5. 図書館について、平成 26 年度には中央キャンパスの蔵書増加、平成 27 年度は長町キャンパスの専門図書更新予定など、順次整備に努めている。今後は開館時間の延長も積極的に検討する。
6. 定員充足の維持による安定した学生納付金収入の確保、補助金獲得の強化及び適切な予算管理の実施により、私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」において平成 27 年度決算が平成 26 年度同様 A1 に区分されるように運営を行う。

1. について、大学運営の機動力向上及び教員の業務効率化、負担軽減を図ることを目的として全学委員会の再編を平成 27 年度に実施した。以降も学科増設又は委員会増設等に際して見直しを行っている。

2. について、ミスのない事務手続及び業務効率化を図ることを目的として、入試及び教務システムを導入している。

3. について、FD・SD 委員会を中心に、毎年度計画を策定し、FD・SD 研修会を行っている。全学的な研修会だけでなく、部門ごとの研修会も実施されている。

4. について、長町キャンパスの校地取得を行い、キャンパスのニーズを反映した新校舎を建築した。

5. について、毎年度、図書委員会が各学科の要望を受け選書し、予算を編成し、執行している。毎年度更新している電子書籍は、実習先での参考資料閲覧、新型コロナウイルス感染症を受けた在宅での学修等にも役立っている。

6. について、定員充足の維持による安定した学生納付金収入の確保、補助金獲得の強化及び適切な予算管理の実施により、私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」において、毎年度 A1 又は A2 を維持している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

1. 教育研究環境の整備

令和 4 年度中に中央キャンパスに新校舎を建設し、学科の新設及び一部学科の移転を行う計画である。それにより、学生の学修環境の向上及び新型コロナウイルス感染

症への対策の強化、研究環境の更なる向上を目指す。

2. キャンパスの ICT 化の推進

新型コロナウイルス感染症対策に伴い、各キャンパスの ICT 化が進んだ。一方で、新たに整備が必要な課題も生じている。ICT キャンパス推進プロジェクトの組織的整備も含めて、キャンパスの ICT 化を更に推進する。

3. 財的資源について

財的資源については、今後も安定した経常収支差額を生み出す運営を行っていく。また、18 歳人口の減少による学生納付金減少リスクに備え、教育研究環境の向上への貢献度が低い支出を整理し、削減する努力を行っていく。同時に補助金など収入源の多様化も図っていく。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた観光ビジネス学科及び現代英語学科、ここ数年間の国家資格合格率低迷を受けたりハビリテーション学科の定員充足率について、法人と短期大学が連携して改善を図っていく。また、経常費補助金特別補助について、短期大学の教育等の方針に沿いながら取り組み、法人本部補助金担当部門と取り組みの足並みを揃え、獲得を目指していく。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

- 提出資料 24. 令和 3 年度 事業報告書
 27. 学校法人北杜学園 寄附行為
 備付資料 43. 理事長の履歴書
 46. ウェブサイト「情報公開（ガバナンス・コード）」

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

学校法人北杜学園の理事長は、公認会計士として豊富な知識と経験を有している。また、平成 28 年度から令和 2 年度まで本学学長を務めており、本学の建学の精神・教育理念、教育目的・目標を深く理解している。宮城県私学審議会委員も長年務めており、経営及び教育の両面から学校法人の発展に大いに寄与できる（備付-43）。

理事長は、本学園寄附行為（提出-27）第 13 条に規定されているとおり、学校法人を代表し、その業務を総理している。理事長は、理事会で承認された中期経営計画

（令和２年度～令和８年度）に基づいた当該年度の学園目標（事業計画）を毎年度４月１日に全教職員へ表明し、各設置校が年度目標を設定するための指標を示している。

また理事長は、会計年度終了後２月以内である毎年５月に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）（提出-24）を評議員会に報告し、意見を求めている。

理事長とともに代表権を有する副理事長は、理事長を補佐し、また、法人本部長として法人運営を管理している。代表権を有する理事長と副理事長が連携して管理運営に当たることにより、機動的かつ効果的な組織運営を実現している。

本学園における管理運営は、学校法人の最終意思決定機関であり本学の運営の法的責任を負う理事会、理事会から委任を受け学園の日常的な重要事項について決定を行う常任理事会、理事長の諮問機関である評議員会、学校法人の業務及び財産の状況などを監査する監事など、それぞれの権限及び役割を明確にして行われている。理事会は、本法人の最高意思決定機関として学校法人の重要事項について決し、また、理事の職務執行について相互に監督している。寄附行為第17条において、理事会は理事長が招集し、議長を務めることを規定している。

理事会から副理事長が一般財団法人大学・短期大学基準協会の評価員責任者として数年来活動を行っており、第三者評価に対する理解を深め、役割を果たし責任を担っている。また、令和３年10月開催の理事会において、日本私立短期大学協会版に準拠した「学校法人北杜学園 仙台青葉学院短期大学 ガバナンス・コード」を策定し、ホームページで公表している。令和４年３月には点検を行い、その結果も公表している（備付-46）。

理事会は、学内外から収集した必要な情報に基づいて、専門的見地による意見交換を行い、本学の発展に資している。

改正私立学校法（令和元年５月改正、令和２年４月施行）に新たに明記された役員の職務及び責任など、理事会は本学の運営に関する法的な責任を有することを認識している。

理事会は、「学校法人北杜学園 寄附行為」をはじめとした学校法人運営に必要な諸規程（人事、労務、財務等）を整備し、また、「仙台青葉学院短期大学 学則」をはじめとする短期大学運営に必要な諸規程（教育、研究等）を整備し、規程に基づいた法人運営及び大学運営を行い、点検し更新を行っている。

令和３年３月に本学園の理事９人が新たに選任され、同年４月より就任している。理事は、本学園理念「自主・友愛・至誠の理念のもと地域社会に貢献できる豊かな人間性を備えた専門職業人を育成する。」を理解している。理事９人の構成は、理事長（公認会計士）、副理事長（本学園法人本部長）、他内部理事（本学の学長、副学長、IR室長（前副学長）、事務局長、学長室長）、及び外部理事（前仙台市副市長、会社経営者）であり、学校法人の健全な経営について学識と識見を有している。

私立学校法第38条（役員の選任）に基づき本学園寄附行為第６条（理事の選任）を定め、その規定に基づき理事を選任している。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 仙台青葉学院短期大学学長 1人
- (2) 設置する専門学校の校長のうちから理事会で選任した者 1人
- (3) 評議員のうちから理事会において選任した者 2人又は3人
- (4) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 3人又は4人

寄附行為第11条において、学校教育法第9条、私立学校法第38条に規定される欠格事由の規定を準用している。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

本学園における新型コロナウイルス感染症に係る危機対応、私立学校法改正に伴うリスクマネジメントの適切性について、点検を続ける必要がある。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料 6. 仙台青葉学院短期大学 学則

29. 運営協議会議事録

30. 教授会議事録

提出資料-規程集 36. 仙台青葉学院短期大学 学長選任規程

41. 仙台青葉学院短期大学 運営協議会規程

42. 仙台青葉学院短期大学 教授会規程

89. 仙台青葉学院短期大学 学生表彰規程

90. 仙台青葉学院短期大学 学生懲戒規程

備付資料 49. 全学委員会議事録

50. 新型コロナウイルス感染症対策の経緯

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。

- ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

学長は、「仙台青葉学院短期大学 学長選任規程」（提出-規程集 36）に基づき選任される。同規程第2条（学長の資格）において「学長は、人格高潔にして学識に富み、本学の教育研究方針を実現する教学面での責任者であるとともに、理事会の重要な一員として法人の経営に参画するに相応しい者でなければならない。」と規定されている。学長は、副学長等との連携のもと、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行い、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

本学学長は、永年にわたる医師としての活躍・貢献を経て、本学看護学科教授、本学園理事等を歴任し、令和3年4月に学長に新たに就任した。外科医師により培われた迅速で的確な判断力、高潔な人格、優れた学識及び学校運営に関しての高い識見を有している。

学長は、入学式及び新入教職員オリエンテーションに際し、建学の精神に関する講話を行い、その浸透を図り、学長裁量経費を設置拡充して教育研究を支援し、短期大学の向上・充実に向けて努めている。

また、学長は、学生に対する表彰及び懲戒に係る規程（提出-規程集 89～90）を定め、教職員はそれに基づき手続を行っている。

現学長を含め歴代の学長は、学園の中期経営計画及び毎年度4月1日に発出される学園目標及び前年度の本学自己点検・評価報告書より抽出された課題及び改善計画に基づき、毎年度初めに本学の重点目標及び課題への取り組みを作成、周知し、理解を得ている。

令和3年度から9学科となった本学において機動的な大学運営を確保すべく、学長

は副学長・各学科長・全学委員長・事務部門責任者から構成される学長の諮問機関である運営協議会を置き、「仙台青葉学院短期大学 学則」にも規定している。運営協議会は、毎月定期及び必要に応じて臨時に開催し、本学の教育研究上や運営上の重要事項について審議している。令和3年度に開催した運営協議会は、15回であった。また、各学科に教授会を置き、「仙台青葉学院短期大学 教授会規程」（提出-規程集 42）に基づき運営している。「仙台青葉学院短期大学 運営協議会規程」（提出-規程集 41）及び「仙台青葉学院短期大学 教授会規程」にはそれぞれ審議事項を示し、周知している。

「仙台青葉学院短期大学 運営協議会規程」

（組織）

第2条 運営協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- （1）学長
- （2）副学長
- （3）学長室長
- （4）学科長
- （5）各種全学委員会委員長
- （6）事務局長，センター長及びキャンパス長
- （7）学長が指名した者

2 運営協議会の下に、教授会及び各種全学委員会を置く。

（審議事項）

第3条 運営協議会は、学長が諮問する次の各号に掲げる本学の運営に関する重要事項について審議する。

- （1）学則その他学内諸規程に関する事項
- （2）教育課程に関する事項
- （3）予算に関する事項
- （4）教員の採用及び昇任に係る教育研究業績の審査に関する事項
- （5）教授会及び各種全学委員会に関する事項
- （6）教授会及び各種全学委員会から上申された事項
- （7）その他学長が運営協議会の意見を求める事項

「仙台青葉学院短期大学 教授会規程」

(審議事項)

第3条 教授会は、学長が諮問する次の各号に掲げる学科の運営に関する重要事項について審議する。

- (1) 入学試験の可否判定に関する事項
- (2) 学生の入学（転入学及び再入学を含む。）、卒業に関する事項
- (3) 学生の進級、休学、復学及び願い出による退学に関する事項
- (4) 学位の授与に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する事項
- (6) 学生の除籍に関する事項
- (7) 学生の賞罰に関する事項
- (8) 教員の採用及び昇任に係る教育研究業績の審査に関する事項
- (9) その他学長が教授会の意見を求める事項

学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び教育研究に関する重要事項について教授会及び運営協議会の意見を聴取した上で決定している。運営協議会議事録（提出-29）、学科教授会議事録（提出-30）、全学委員会議事録（備付-49）は、学長が承認し、紙及びデータにて保管し、関係する教職員にて共有している。

運営協議会では、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有し、それらの測定方法や妥当性について不断の見直しを行っている。令和2年度には、IR室のデータに基づき、教務部長の指示のもと教務委員会が中心となり、本学が学習成果と定義する「五つの力」を見直した。令和3年度からはカリキュラムマップとの連結を行い、学習成果について客観的に評価が可能であるか検討を始める。また、それと関連して、就職先へのアンケートの見直しを行い、より一層、学習成果の可視化を図っていく。

全学横断組織である全学委員会は、令和3年度には入試広報委員会、教務委員会、学生委員会、自己点検・評価委員会、FD・SD委員会、ハラスメント委員会、図書委員会、保健委員会、研究推進・紀要委員会、研究倫理審査委員会、教職課程委員会の全11組織が在り、それぞれ規程に基づき適切に運営されている。その他、アドミッション・オフィス、IR室等、本学の運営に必要な組織を設置し、規程を整備し、運営している。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

医療、ビジネス、幼児教育等様々な分野の9学科体制であり、それぞれの専門性や独自性を尊重しつつ、大学として自律的に統一的な見解やルールを有していくために、学長・副学長を中心とした更なるリーダーシップが求められていく。

また、18歳人口の減少やコロナ禍等、外的リスクにも計画的かつ迅速に対応していく必要がある。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項>

新型コロナウイルス感染症に対する遅滞ない対策（備付-50）

主な内容は下記のとおりであった。

- ①基本的感染対策の順守
- ②対面講義と遠隔講義の振り分け
- ③午前・午後、また各学年の分散登校
- ④教職員の2交代制勤務体制
- ⑤全学的な卒業証書・学位記授与式、入学式の中止
- ⑥仙台学長会議の連携によるワクチン接種推進

以上により、下記結果を得た。

- ① 学内クラスター発生回避
- ② 全学科学生の令和3年10月4日までの接種率は72%～96%

新型コロナウイルス感染症 ワクチン接種状況
(令和3年10月4日現在)

学科	学年	接種率 (接種見込含む)
看護	1	79%
ビジネスキャリア	1	81%
	2	83%
リハビリテーション	1	95%
	2	
	3	
こども	1	81%
栄養	1	85%
	2	
観光ビジネス	1	87%
	2	90%
現代英語	1	85%
	2	72%
言語聴覚	1	96%
大学全体		72～96%

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料 27. 学校法人北杜学園 寄附行為

備付資料 46. ウェブサイト「情報公開（ガバナンス・コード）」

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について、法令や寄附行為に違反していないか、又は不正の行為はないか、年間を通じて監査している。

監事は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。令和 3 年度に開催された理事会は 6 回、評議員会は 2 回であるが、その全てに監事は出席している。

また監事は、毎会計年度終了 2 ヶ月以内に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告した後、ホームページで公表している。

監事の監査を支援する事務体制として、理事室及び法人本部総務部が在る。学校法人の業務及び理事の業務執行の状況については理事室が、学校法人の財産の状況については法人本部総務部が、監事の監査を支援するため、必要な情報の提供を随時行っている。内部監査組織として内部監査室を置き、学校法人監査の経験に富む担当者を配置し、監事との連携を行っている。

令和 2 年 4 月に改正施行された私立学校法において監事の職務が変更となったため、本学園寄附行為も変更案を作成し、文部科学省へ認可申請を行い認可され、令和 2 年 4 月から施行している。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

本学園の評議員会は、理事定数（7 人以上 9 人以内）の 2 倍を超える評議員（15 人

以上 19 人以内) をもって組織されている。令和 3 年度の理事現員数は 9 人、評議員の現員数は 19 人である。

本学園寄附行為第 23 条の規定に基づき選任された各号評議員から成る評議員会は、私立学校法第 42 条の規定に基づき、理事長の諮問機関として適切に運営されている。

学校法人北杜学園 寄附行為

(諮問事項)

第21条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬，賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 寄附行為の変更
- (6) 合併
- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (8) 収益事業に関する重要事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員の選任)

第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員のうちから、理事会において選任した者 4人又は5人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任した者 3人又は4人
- (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 8人以上10人以内

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定に基づき、教育研究活動等の状況について本学ホームページの情報公開のページに教育情報 9 項目を公表し、毎年度更新している。また、IR 情報、新設学科の設置認可申請書・設置届出書、設置計画履行状況報告書、公的研究費の不正使用防止・研究活動上の不正行為防止への取組み、自己点検・評価及び第三者評価、ガバナンス・コード、高等教育の修学支援新制度申請書、教職課程に関する情報等を積極的に公表・公開し、社会的責任を果たしている。

また、私立学校法の規定に基づき、寄附行為及び役員報酬基準等の諸規程、役員等名簿、事業報告、財務書類、監査報告書等を学園ホームページにて公表している。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

学校法人及び短期大学が有する高い公共性と社会的責任を理事会、監事、評議員会ともに自覚し、積極的に情報を公表し、説明責任を果たし続けていくことが必要である。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

特になし

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

1. 法人及び短期大学の役割を常に確認し、健全な管理運営体制の維持向上に努め続ける。
2. リーダーシップとガバナンスを有効に機能させるために、平成 26 年度に内部規則の総点検を行い、学長の責任と権限を明確にしたが、平成 27 年度以降の学科増設等の変化も視野に入れ、組織体制及び内部規則について点検を継続していく。
3. ガバナンスの透明性及び健全性を明確にするため、平成 27 年度において、より分かりやすい情報公開について検討する。

1. については、法人の役割と短期大学の役割を明確にしながら、課題について共通認識を有し、風通しの良い連携を行っている。令和 3 年度には理事長から学長へ本学地域連携推進委員会設置の提案があり、学長が検討し、令和 4 年度からの設置に向けて準備を進めている。

2. については、平成 27 年度に栄養学科、平成 28 年度に観光ビジネス学科、平成 31（令和元）年度に現代英語学科、令和 3 年度に言語聴覚学科が開設された。学科増設に伴い、教職員数及び業務量等も増加しているが、組織体制及び内部規則についても不断の点検を行っている。令和 2 年度の私立学校法改正にも対応し、また、令和 3 年度に検討されているガバナンス改革についても注視している。

3. については、学校教育法及び私立学校法等に基づき、情報公開を行っている。また、令和 3 年 10 月にガバナンス・コードを策定、公表し、令和 4 年 3 月には点検結果を公表した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

1. 各学科や学生の意見及び評価を反映した大学運営

開学 13 年目である令和 3 年度には 9 学科 3 キャンパスとなった本学の運営であるが、常に本学の建学の精神に立ち返り、学科間の公平性にも配慮しながら、最善の意

思決定を行い、学生にとって真に学び甲斐のある大学づくりにまい進していく。卒業生及び就職先等の評価を積極的に受け、それらを踏まえた更なる改善を図っていく。

2. 情報公開の充実

情報公開は社会の大学に対する信頼の基礎となるものであることを認識し、諸法令の要請はもとより社会のニーズに応じた分かりやすい情報公開を行っていく。